

平成 25 年度

# 包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

外郭団体等の財務に関する事務の執行について

枚方市包括外部監査人

公認会計士 中西 清



## 目次

第1 監査の結果及び意見の要約.....	1
【1】監査の結果の要約.....	1
【2】意見の要約.....	2
第2 包括外部監査の概要.....	6
【1】外部監査の種類.....	6
【2】選定した特定の事件.....	6
【3】特定の事件の選定理由.....	6
【4】監査の主な視点.....	7
【5】外部監査の方法.....	7
【6】外部監査の実施期間.....	7
【7】監査対象部署.....	7
【8】包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格.....	9
【9】利害関係.....	9
第3 外部団体等の概要.....	10
【1】外郭団体等の定義と一覧表.....	10
【2】外郭団体等と市との取引.....	11
【3】外郭団体等に対するモニタリングの概要.....	14
【4】外郭団体等の管理に関する取り決め.....	18
【5】市行政改革の取り組みと外郭団体等.....	18
第4 監査の結果及び意見.....	22
【1】各外郭団体等共通の指摘事項.....	22
1. 外郭団体等に対する市のモニタリング.....	22
2. 各種規程整備について.....	26
3. ガバナンス体制整備について.....	27
4. 情報システムの全般統制.....	31
5. 市と団体との人的関係.....	33
6. 市と団体との財政的關係（市による運営費補助金の交付）.....	35
7. 中長期的な経営計画.....	36
【2】各団体に対する事項1：社会福祉法人枚方市社会福祉協議会.....	38
1. 団体の概要.....	38
2. 監査の結果.....	45
3. 意見.....	46

4 . 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置	47
【3】各団体に対する事項2：公益財団法人枚方市文化国際財団	50
1 . 団体の概要	50
2 . 監査の結果	53
3 . 意見	55
【4】各団体に対する事項3：公益社団法人枚方市シルバー人材センター	57
1 . 団体の概要	57
2 . 監査の結果	61
3 . 意見	64
4 . 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置	64
【5】各団体に対する事項4：公益財団法人枚方市文化財研究調査会	66
1 . 団体の概要	66
2 . 意見	70
3 . 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置	70
【6】各団体に対する事項5：公益財団法人枚方体育協会	73
1 . 団体の概要	73
2 . 監査の結果	78
3 . 意見	80
4 . 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置	81
【7】各団体に対する事項6：株式会社エフエムひらかた	86
1 . 団体の概要	86
2 . 監査の結果	89
3 . 意見	91
【8】各団体に対する事項7：枚方市街地開発株式会社	94
1 . 団体の概要	94
2 . 監査の結果	98
3 . 意見	101
【9】各団体に対する事項8：特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	104
1 . 団体の概要	104
2 . 監査の結果	108
3 . 意見	108
【10】各団体に対する事項9：特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	110
1 . 団体の概要	110
2 . 意見	112
【11】各団体に対する事項10：特定非営利活動法人枚方文化観光協会	114
1 . 団体の概要	114

2 . 監査の結果 .....	118
3 . 意見 .....	119
最後に .....	123

**【本報告書の記載内容に関する留意事項】**

1 . 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料を基に行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2 . 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第 1 監査の結果及び意見の要約

今回の監査による結果は 29 件、意見は 43 件であった。

### 【 1 】 監査の結果の要約

監査の結果（29 件）の要旨をまとめると次のとおりである。

#### 1. 外郭団体等個別の事項

##### ( 1 ) 市に対するもの

ページ数	結果番号	市担当課（外郭団体名）	内 容
45	1	障害福祉室（社会福祉法人枚方市社会福祉協議会関連）	協定書の必要事項は漏れなく記載すべき
62	9	交通対策課（公益社団法人枚方市シルバー人材センター関連）	自転車駐車場内長期放置の自転車について取扱方針の検討を推進すべき

##### ( 2 ) 各外郭団体等に対するもの

ページ数	結果番号	外郭団体名	内 容
53	2	公益財団法人枚方市文化国際財団	規程条文間の整合性を図るべき
55	4		費用を発生時に対応して適切に計上すべき
61	5	公益社団法人枚方市シルバー人材センター	現金出納帳及び預金出納帳の記入は修正が容易な鉛筆書きは避けるべき
61	6		簿外の切手及び収入印紙は、帳簿記録の修正を行い帳簿残高と実際有高の整合を図るべき
61	7		費用を発生時に対応して適切に計上すべき
61	8		規程の記載内容は現行の会計基準の規定と整合を図るべき
78	10	公益財団法人枚方市体育協会	使用料の期限内の納付を徹底すべき
78	11		当法人所有の備品の実査を実施すべき
79	13		退職給付引当金の計上額を自己都合要支給額とすべき
79	14		賞与引当金を計上すべき
79	15		業務実施完了に係る報告書の期日を遵守すべき
89	16	株式会社エフエムひらかた	取締役会を適時に開催すべき
90	17		会計規則・経理規則を制定し、適切な会計処理を

			行うべき
98	18	枚方市街地開発株式会社	預り金とその他の現預金の区分が不十分である
99	19		預り金と未収管理費を相殺して表示すべき
99	20		積立金と未収積立金を整理すべき
99	21		預金について適切に帳簿管理すべき
99	22		取締役会を適時に開催すべき
100	23		会計規則・経理規則を制定し、適切な会計処理を行うべき
101	24		債権に対して適切に貸倒引当金を計上すべき
108	25	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	退職給付引当金の計算方法を見直しすべき
108	26		積立資金の財産目録上の表示を特定資産として区分表示すべき
118	27	特定非営利活動法人枚方文化観光協会	市民サービスセンターにおける備品登録漏れに対応すべき
119	29		積立資金の財産目録上の表示を特定資産として区分表示すべき

### (3) 市及び各外郭団体等に対するもの

ページ数	結果番号	市担当課及び外郭団体名	内容
54	3	文化観光課及び公益財団法人枚方市文化国際財団	請求書の内容について十分な検証を行うべき
78	12	スポーツ振興課及び公益財団法人枚方体育協会	市貸与備品の実査（現物との照合）を実施すべき
118	28	文化財課及び特定非営利活動法人枚方文化観光協会	市貸与備品一覧表を基に備品の実在性を確認すべき

## 【2】意見の要約

意見（43件）の要旨をまとめると次のとおりである。

### 1. 外郭団体等に共通する事項

#### (1) 市に対するもの

ページ数	意見番号	内容
22	1	外郭団体等に対するコンプライアンス面での指導機能発揮へ向けて検討すべき
23	2	「セクシャル・ハラスメント防止措置に関する協定」の締結に関する対応を統一

		すべき
23	3	外郭団体等に対する監査委員監査のさらなる充実を検討すべき
25	4	所管課による各外郭団体等とのかかわりのあり方を検討すべき
29	8	市職員（又は市OB職員）が監事として就任することへの対応を検討すべき
34	11	市職員が外郭団体等の役職員に就任するときの市内部承認手続を整備すべき
35	12	運営費補助金を交付することのあり方を検討すべき

## （２）各外郭団体等に対するもの

ページ数	意見番号	内容
26	5	規程の整備を検討すべき
28	6	取締役会（又は理事会）議事録の作成等につき対応すべき
29	7	監事の理事会への積極的な参加を促す仕組みを整備すべき
30	9	内部監査制度の導入を検討すべき
33	10	システムアクセス・パスワードの未整備等に対応すべき
37	13	中期的な「経営プラン」を策定すべき

## ２．外郭団体等個別の事項

### （１）市に対するもの

ページ数	意見番号	市担当課（外郭団体名）	内容
46	14	子育て支援室(社会福祉法人枚方市社会福祉協議会関連)	利用実績に応じた支払方法へ契約条件の見直しを検討すべき
109	34	人権政策室(特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会関連)	補助金、委託料の積算根拠の合理性を確保すべき
120	41	文化財課(特定非営利活動法人枚方文化観光協会関連)	市から預かった書籍の販売に関する覚書を締結すべき
121	42	文化観光課(特定非営利法人活動法人枚方文化観光協会関連)	負担金支出のあり方を検討すべき
121	43	活動法人枚方文化観光協会関連)	受託事業費の積算方法の見直し及び運営費補助金のあり方を検討すべき



( 2 ) 各外郭団体等に対するもの

ページ数	意見番号	外郭団体名	内 容
46	15	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	切手の購入、保管方法等について検討すべき
55	16	公益財団法人枚方市文化国際財団	貸金庫の管理は適切に行うべき
56	17		使途及び受入内容が判明する仮払金、仮受金に関し、決算時はその実態を示す勘定科目で表示すべき
56	18		市民アンケートの調査結果に対する組織的対応を推進すべき
64	19	公益社団法人枚方市シルバー人材センター	手許現金の現物確認結果はその証跡を残すべき
64	20		事業報告書の日付は実際の提出日を記載すべき
70	21	公益財団法人枚方市文化財研究調査会	業務実施完了に係る報告書の提出期日を遵守すべき
80	23	公益財団法人枚方体育協会	券売機内のつり銭の現物確認結果にかかる証跡を残すべき
91	24	株式会社エフエムひらかた	個人情報保護に関する規則を制定すべき
91	25		F Mひらかたの周知率、利用率の向上を図るべき
92	26		中期的な「経営プラン」を策定すべき
101	27	枚方市街地開発株式会社	多額である預り金残高をできるだけ早期に解消すべき
102	28		監査役の独立性について
102	29		未収金の早期回収について
102	30		切手の管理簿を作成すべき
102	31		中期的な「経営プラン」を策定すべき
103	32		管理組合の設立要否について検討すべき
108	33	特定非営利活動法人枚方人權まちづくり協会	中期的な「経営プラン」を策定すべき
112	35	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	会費受入時の書類の承認印漏れに対応すべき
119	36	特定非営利活動法人枚方文化観光協会	現金の管理方法を見直しすべき
119	37		棚卸結果報告書の承認手続を見直しすべき
120	38		合計残高試算表の承認手続を見直しすべき
120	39		入館証に管理番号を付番すべき

120	40		中期的な「経営プラン」を策定すべき
-----	----	--	-------------------

( 3 ) 市及び各外郭団体等に対するもの

ページ 数	意見 番号	市担当課及び外郭団体名	内 容
70	22	文化財課及び公益財団法人 枚方市文化財研究調査会	市貸与備品について定期的に実査すべき

## 第2 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに「枚方市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条の規定に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件

#### 1. 包括外部監査の対象

外郭団体等の財務に関する事務の執行について

#### 2. 監査対象期間

原則として平成24年度（必要に応じて、平成23年度以前の各年度及び平成25年度についても対象とした。）

### 【3】特定の事件の選定理由

枚方市（以下、「市」という。）では、平成25年現在、外郭団体として8法人が存在している。さらに、市がその設立に関わり補助金交付等の支援を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）で、外郭団体に準じた位置づけとなるものが5法人存在している（当該NPO法人5法人と併せて、市では「外郭団体等」という。）これまで各団体は、市行政が行うべき業務を補完する組織として重要な役割を担ってきた。

こうした中、市では平成24年12月に『「枚方市新行政改革大綱」～「選択と集中」を実現する行政経営システムの構築へ～』を策定し、「行政の補完的な役割を担っている外郭団体等についても、設立趣旨や今後の施策等を踏まえ、適切な支援のあり方について見直しを進める必要があります」と外郭団体等との関係のあり方について見直しを行う方針を示している。さらに、平成25年3月に策定した『「枚方市行政改革実施プラン」 前期（平成25年度～平成27年度）』においては、「平成27年度までに設立趣旨に基づく今後の活動内容と、必要な人員、財務内容などを明らかにした中期的な「経営プラン」などの策定を要請し、経営健全化を促進する」としており、現在、各団体では中期的な「経営プラン」などの策定を検討している。

各団体が中期的な「経営プラン」を作成しつつある現時点において、外部の視点から外郭団体等の財務に関する事務の執行について、合規性及び3E（経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness））の観点をもって検証することは有意義であると考えた。

以上より「外郭団体等の財務に関する事務の執行について」を監査テーマとして

選定した。

#### 【4】監査の主な視点

1. 外郭団体等に対する市の関与は適切であるか。
2. 外郭団体等に対する補助金、委託料、指定管理料等の支出は適切であるか。
3. 外郭団体等の会計処理は適切に行われているか。
4. 外郭団体等の財産管理は適切に行われているか。
5. 情報公開の量や質及び適時性は適切か。
6. 過年度包括外部監査報告書で「外郭団体等に関する財務事務」に関連する指摘事項は適切に措置等がされているか。

#### 【5】外部監査の方法

上記の監査の視点に基づき、各団体、対象部署へのヒアリング、保管する文書の閲覧・照合、各団体の主要な施設等に対する現地視察等を行った。

#### 【6】外部監査の実施期間

平成 25 年 6 月 27 日から平成 25 年 12 月 26 日までの期間

#### 【7】監査対象部署

市の外郭団体等（ただし、平成 24 年度包括外部監査の対象とした枚方市土地開発公社を除く）と当該団体の所管課、行政改革課、その他外郭団体等に関する財務事務に関与していると包括外部監査人が判断する部署

監査対象とする外郭団体等は次のとおりである。

	団 体 名	所管部署
《外郭団体》		
1	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	福祉部 福祉総務課
2	公益財団法人枚方市文化国際財団	地域振興部 文化観光課
3	公益社団法人枚方市シルバー人材センター	福祉部 高齢社会室
4	公益財団法人枚方市文化財研究調査会	教育委員会 社会教育部 文化財課
5	公益財団法人枚方市体育協会	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課
6	株式会社エフエムひらかた	政策企画部 広報課
7	枚方市街地開発株式会社	都市整備部 都市整備推進室

《外郭団体に準じた位置づけとなる団体》		
1	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	政策企画部 人権政策室
2	特定非営利活動法人枚方市勤労市民会	市民安全部 市民活動課
3	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	市民安全部 市民活動課
4	特定非営利活動法人枚方文化観光協会	地域振興部 文化観光課
5	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議	環境保全部 環境総務課

(注1) 枚方市土地開発公社は昨年度包括外部監査で監査対象となっていることから、今回は対象から除外している。

(注2) 特定非営利活動法人枚方市勤労市民会、特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議は、取引の重要性等を鑑みて監査人の判断により、質問票による調査のみを実施し、インタビュー等による詳細な検討対象から外した。

(注3) 過去の包括外部監査の実施状況から次の対象については過去の包括外部監査の措置状況のフォローを中心に実施した。

団体名	項目	包括外部監査実施年度
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	枚方市立総合福祉会館の指定管理業務	平成 22 年度
	枚方市総合福祉センターの指定管理業務	平成 22 年度
公益社団法人枚方市シルバー人材センター(平成 22 年度当時においては社団法人枚方市シルバー人材センター)	枚方市自転車駐車場の指定管理業務	平成 22 年度
公益財団法人枚方市文化財研究調査会(平成 21 年度当時においては財団法人枚方市文化財研究調査会)	団体全般	平成 21 年度
公益財団法人枚方体育協会(平成 21 年度当時においては財団法人枚方体育協会)	団体全般	平成 21 年度

【 8 】 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

包括外部監査人	公認会計士	中西	清
外部監査人補助者	公認会計士	酒井	清、大川 幸一、奥谷 恭子
		谷川	竜也、山本 剛史
	公認会計士試験合格者	鳥生	紘平、今井 裕了
	弁 護 士	松本	好史

【 9 】 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

### 第3 外部団体等の概要

#### 【1】外郭団体等の定義と一覧表

##### 1. 外郭団体等の定義

市では「市からこれまでに出資金・出捐金を受け、現在も市が出資者としての立場にある団体（出資法人）」及び「現在、業務・職員派遣・財政支援等を市から受けている団体でかつ本市と関連が深い団体（出資法人等）」を外郭団体としている。ただし、具体的な出資比率等の要件は定義されていない。

また、その他に市がその設立に関わり補助金交付等の支援を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）を、外郭団体に準じた位置づけとなる団体としており、外郭団体と併せて「外郭団体等」としている。

##### 2. 外郭団体等の一覧

平成25年4月1日現在における外郭団体等の一覧は以下のとおりである。

（単位：千円）

団体名	担当課	基本財産	出資額	出資率
《外郭団体》				
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	福祉総務課	-	-	-
公益財団法人枚方市文化国際財団	文化観光課	300,000	300,000	100%
公益社団法人枚方市シルバー人材センター	高齢社会室	-	-	-
公益財団法人枚方市文化財研究調査会	文化財課	20,000	3,000	15%
公益財団法人枚方体育協会	スポーツ振興課	2,500	1,000	40%
株式会社エフエムひらかた	広報課	130,000	39,000	30%
枚方市街地開発株式会社	都市整備推進室	45,000	20,000	44.4%
特別法人枚方市土地開発公社	資産活用課	5,000	5,000	100%
《外郭団体に準じた位置づけとなる団体》				
特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	人権政策室	-	-	-
特定非営利活動法人枚方市勤労市民会	市民活動課	-	-	-
特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	市民活動課	-	-	-
特定非営利活動法人枚方文化観光協会	文化観光課	-	-	-
特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議	環境総務課	-	-	-

枚方市土地開発公社は昨年度包括外部監査で監査対象となっていることから、今回は対象から除外している。

## 【2】外郭団体等と市との取引

### 1. 財政援助関係

#### (1) 補助金、委託料等

監査対象となった外郭団体 12 団体のうち、出資や出捐といった資本取引については前述のとおりであり、100%出資・出捐を行っている団体がある一方で、市からの出資・出捐を全く受けていない団体もある。

補助金や委託料等の状況は以下のとおりである。平成 25 年度予算ベースでの監査対象とした団体と市との取引額は、合計で補助金 291 百万円、委託料 563 百万円、指定管理料 567 百万円などとなっている。

(単位：千円)

団体名	平成25年度 当初予算額					計
	補助金	委託料(注1)	指定管理料	負担金	その他	
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	120,709	71,767	224,485	-	-	416,961
公益財団法人枚方市文化国際財団	58,317	550	-	1,600	-	60,467
公益社団法人枚方市シルバー人材センター	17,791	119,911	214,168	-	-	351,870
公益財団法人枚方市文化財研究調査会	10,020	82,823	18,301	-	-	111,144
公益財団法人枚方市体育協会	50,084	149,235	91,890	-	-	291,209
株式会社エフエムひらかた	-	61,581	-	-	-	61,581
枚方市街地開発株式会社	-	3,462	-	32,331	43,803	79,596
特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	6,566	36,402	-	-	-	42,968
特定非営利活動法人枚方市勤労市民会	11,374	-	-	-	-	11,374
特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	2,790	28,398	-	-	-	31,188
特定非営利活動法人枚方文化観光協会	11,351	7,664	17,849	4,350	-	41,214
特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議	1,650	1,014	-	285	-	2,949
上記合計	290,652	562,807	566,693	38,566	43,803	1,502,521
市全体(市一般会計における支出額)	7,321,729	12,776,283	726,838	10,821,303	(注2)	
市一般会計支出額に占める割合	4.0%	4.4%	78.0%	0.4%		

(注1) 指定管理料を含まない(以下、同じ)。

(注2) 市全体の「その他」取引額の記載は省略している。

#### (2) 公の施設の指定管理者

外郭団体等が指定管理者(注)となっている施設、指定管理者の選定方法、利用料金制度の導入の状況については以下のとおりである。



施設名称	所管部署	指定管理者	選定方法	管理収入(注1)
枚方市立総合福祉会館	福祉部福祉総務課	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	公募	指定管理料
枚方市総合福祉センター	福祉部福祉総務課	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	公募	指定管理料
枚方市立くすの木園	福祉部障害福祉室	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	特定	利用料金
枚方市自転車駐車場	土木部交通対策課	公益社団法人枚方市シルバー人材センター	特定	指定管理料
枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館	社会教育部文化財課	公益財団法人枚方市文化財研究調査会	公募	指定管理料
市立枚方宿鍵屋資料館	社会教育部文化財課	特定非営利活動法人枚方文化観光協会	特定	指定管理料と 利用料金
枚方市立総合スポーツセンター	社会教育部スポーツ振興課	公益財団法人枚方体育協会	公募	指定管理料
枚方市立市民体育館 (渚市民体育館)	社会教育部スポーツ振興課	公益財団法人枚方体育協会	公募	指定管理料

(注) 指定管理者制度とは、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、条例の定めに基づき法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下、「指定管理者」という)に、その施設の管理を行わせる制度である。この際、指定管理者の管理収入として、施設利用者から徴収した使用料を自らの収入とする方式、使用料は自治体へ納付し、別途自治体からの指定管理料を収受する方式及びとの複合方式が認められている。

## 2. 人的関係

市では、各外郭団体等の事務事業の内容の中には市の事務事業を補完するもの等が含まれることから、それらの事務事業を効率的、効果的に実施する上で、行政経験が豊富な市職員の配置が望ましいとの判断のもと、定年退職を迎える行政実務に精通した有能な職員の紹介を行っている。ただし、市職員の身分を有したままの各外郭団体への職員派遣(非常勤役員除く)は行っていない。各団体における市OB等の勤務状況については、「第4 監査の結果及び意見」の各団体の概要に記載している。

一方、平成25年6月17日現在の各外郭団体への市職員の役員(非常勤の者や監事含む)の就任状況は次のとおりである。

市職員が各外郭団体等の役員に就任しているすべての事例は、市職員(管理職)の充て職(注)として就任しており、当該市職員(管理職)の異動に伴い役員も交代しているものである。

(注) 充て職とは、ある特定の職(市役所の管理職等)に就任した際に、自動的に別の特定の職(外郭団体等の役職員)にも就任させることをいう。

	団 体 名	担当課	就任者 ( 役職名 ( 注 ) )
1	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	福祉部 福祉総務課	福祉部長 ( 理事 )
2	公益財団法人枚方市文化国際財団	地域振興部 文化観光課	地域振興部長 ( 常務理事 ) 総務部門調整担当理事 ( 監事 )
3	公益社団法人枚方市シルバー人材センター	福祉部 高齢社会室	福祉部長 ( 理事 ) 会計課長 ( 監事 )
4	公益財団法人枚方市文化財研究調査会	社会教育部 文化財課	-
5	公益財団法人枚方体育協会	社会教育部 スポーツ振興課	-
6	株式会社エフエムひらかた	政策企画部 広報課	総務部門調整担当理事 ( 取締役 ) 市民安全部長 ( 監査役 )
7	枚方市街地開発株式会社	都市整備部 都市整備推進室	副市長 ( 代表取締役社長 ) 建設・環境部門調整担当理事 ( 取締役 )
8	特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	政策企画部 人権政策室	政策企画部長 ( 理事 ) 学校教育部長 ( 理事 )
9	特定非営利活動法人枚方市勤労市民会	市民安全部 市民活動課	市民安全部次長 ( 理事 )
10	特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	市民安全部 市民活動課	市民安全部次長 ( 理事 ) 市民活動課長 ( 監事 )
11	特定非営利活動法人枚方文化観光協会	地域振興部 文化観光課	地域振興部長 ( 理事 )
12	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議	環境保全部 環境総務課	環境保全部長 ( 理事 ) 環境総務課長 ( 監事 )

( 注 ) 役職名は平成25年6月17日現在である。

### 【3】外郭団体等に対するモニタリングの概要

#### 1. 行政改革課

「枚方市事務分掌規則」において、行政改革課の分掌する事務の一つとして「(7) 外郭団体との調整の総括に関すること。」と取り決められている。

具体的な業務内容は、次のとおりである。

項目	内容
外郭団体等における予算・決算状況の確認	予算案提示段階において、行政改革課から各団体所管課へ照会し、提出を受けた資料とともに各所管課へのヒアリングを実施。内容の把握とともに助言を行う。ヒアリング結果を踏まえて、行政改革課としての意見を財政課へ報告する。 決算書取りまとめ段階において、市から各団体が受託している全事業についての決算額等について照会。また、各団体に決算書等（損益計算書、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録等の財務諸表）の提出を求める。
枚方市新行政改革大綱及び枚方市行政改革実施プランにおける改革課題の推進事務	枚方市行政改革実施プランにおける改革課題である外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定に関して、各団体へ要請するよう所管課へ依頼（平成25年5月24日付事務連絡）。 対象団体は、外郭団体等13団体（市が支援を行っている特定非営利活動法人5団体含む）とし、経営プランの期間は概ね5年程度とし、平成27年度までに策定・公表することを予定。 特定非営利活動法人については、各団体の活動内容に応じて、外郭団体等に準じた対応とするよう、所管課へ依頼。

その他、大阪府からの照会に対する回答事務（「第三セクター等の状況に関する調査等について」の回答）がある。

#### 2. コンプライアンス推進課

市コンプライアンス推進課は市各部課の事務におけるコンプライアンス推進を担当している。

外郭団体等においては、自ら規律をもってコンプライアンス推進に取り組むべきところであるが、現在セクシャル・ハラスメント対応に関する覚書締結（注）を行うほか、これまでに団体からの要請に応じて、団体職員向けの「情報公開制度」に関する研修を実施する等の支援を行っている。

（注） セクシャル・ハラスメント（以下、「セクハラ」という。）対応に関して、「改正男女雇用機会均等法」に基づく措置を各団体に採ってもらうとともに、セクハラに係る学識相談の利用が出来るよう、毎年、年度協定を市と外郭団体等の各団体と締結するよう各団体に

推奨する通知を行っている。

なお、受託契約等の財政援助取引を有する各団体に対しては、受託契約書の締結時に個人情報保護に関する覚書を交わすことで個人情報保護遵守を各団体に求めている。

### 3. 監査委員監査（監査委員事務局）

地方自治法第199条の規定を受けて、市は財政的援助（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等）を与えている団体に対して当該財政的援助に係るものの監査を行うことができる。また、市が4分の1以上出資している法人（出資団体）、市が借入金の元金又は利子の支払いを保証している法人（借入保証団体）、公の施設の管理を委託している法人（指定管理者）に対しても同様である。これらの監査は監査委員によるものであるが、その事務は監査委員事務局が担当している。

なお、市が「外郭団体等」として指定している団体への監査委員監査の実施状況は次のとおりである。なお、表中の「出」は出資団体監査、「財」は財政援助団体監査、「施」は公の施設管理者受託者監査、「指」は公の施設の指定管理者監査をいう。

#### 【平成15年度～平成25年度の監査委員監査実施状況】

団体名 (注1)	出資(出 捐)率	平成15年度～平成25年度の監査委員監査実施状況(注2)											
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	
< 外郭団体 >													
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会						指							
公益財団法人枚方市文化国際財団	100.0%		出 施 財						出 財				
公益社団法人枚方市シルバー人材センター						指							
公益財団法人枚方市文化財研究調査会	15.0%										指		
公益財団法人枚方市体育協会	40.0%											出 財 指	
株式会社エフエムひらかた	30.0%												
枚方市街地開発株式会社	44.4%												

団体名 (注1)	出資(出 捐)率	平成15年度～平成25年度の監査委員監査実施状況(注2)										
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
<外郭団体>												
枚方市土地 開発公社	100.0%				出					出		
財団法人枚 方市公園緑 化協会(平 成24年度未 解散)	100.0%	出 施 財						出 財				
<外郭団体に準じた位置づけとなる団体>												
特定非営利 活動法人枚 方人権まち づくり協会												
特定非営利 活動法人枚 方市勤労市 民会												
特定非営利 活動法人ひ らかた市民 活動支援セ ンター												
特定非営利 活動法人枚 方文化観光 協会												
特定非営利 活動法人ひ らかた環境 ネットワー ク会議												

(注1) 団体名は平成25年度現在の名称を記載しており、次の法人は新公益法人制度(「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等)に対応したことに伴い、名称を変更している。

現団体名	新公益法人制度移行年月	旧団体名
公益財団法人枚方市文化国際財団	平成24年4月	財団法人枚方市文化国際財団
公益社団法人枚方市シルバー人材センター	平成23年4月	社団法人枚方市シルバー人材センター
公益財団法人枚方市文化財研究調査会	平成24年4月	財団法人枚方市文化財研究調査会
公益財団法人枚方市体育協会	平成22年7月	財団法人枚方市体育協会

(注2) 公益財団法人枚方市文化国際財団は平成16年設立、特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会は平成17年設立、特定非営利活動法人枚方市勤労市民会は平成18年設立、特

定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議は平成 16 年設立であるため設立前の年度には斜線を記入している。また、財団法人枚方市公園緑化協会は平成 24 年度末に解散したため、平成 25 年度には斜線を記入している。

(注 3) 枚方市土地開発公社は昨年度包括外部監査で監査対象となっていることから、今回は対象から除外している。

#### 4 . 所管課

所管課は受託契約や補助金等の財政援助取引を所管対象団体と行っているため、財政援助取引の管理の視点で各団体と連絡等を行うことが中心であるが、決算後には決算書の提出を受け、団体全体の運営状況につき所管課として内容の質問、吟味等を行っている。

#### 【4】外郭団体等の管理に関する取り決め

市では、地方自治法施行令の改正に伴い、公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満の出資等をしている団体について、平成24年4月に「市長の調査等の対象となる出資法人を定める条例」を施行し、市長の調査権の対象に加え、市議会への経営状況の報告等を行うものとしている。資本金等の4分の1以上2分の1未満の出資等をしている団体は次のとおりである。

公益財団法人枚方体育協会（出捐比率 40.0%）
枚方市街地開発株式会社（出資比率 44.4%）
株式会社エフエムひらかた（出資比率 30.0%）

なお、資本金等の2分の1以上の出資をしている次の団体については、従前より市長の調査権の対象に加え、市議会に経営状況の報告等を行っている。

公益財団法人枚方市文化国際財団（出捐比率 100.0%）
枚方市土地開発公社（出資比率 100.0%）

#### 【5】市行政改革の取り組みと外郭団体等

市では、様々な行政改革への取り組みの中で、外郭団体等との関係のあり方の見直しを進めている。取り組みの状況は次のとおりである。平成25年度現在においては、「枚方市行政改革実施プラン」 前期（平成25年度～平成27年度） に対応し、設立趣旨に基づく今後の活動内容と、必要な人員、財務内容などを明らかにした中期的な「経営プラン」などの策定を要請し、経営健全化を促進することを予定している。

#### 【外郭団体等に関連した市の行政改革の取り組み状況】

年月	行政改革の取り組み状況	外郭団体等に関連した対応状況
平成8年12月	「枚方市行政改革大綱」(抜粋) (14) 外郭団体 外郭団体の運営 外郭団体は、多様な市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するとともに、効率的なサービス提供を図ることを目的に設立され、様々な分野で事業活動を展開しているが、設立目的を踏まえた事業内容の点検と効率的な運営体制の確立が求められている。 各団体の効率的な組織運営により管理経費の節減に努めるとともに、施設や事業活動が、市民にとってより利用しやすく効果の高いものになるよう、施設の開館時間帯や利用方法などの改善に取り組んでいく。 開館時間帯・利用方法の改善 平成9年度以降順次実施	平成8年7月財団法人枚方市国際交流協会において、国際交流スペースを試行的に午後7時50分まで開設（その後平成9年7月より本格実施）。需要調査を行い、開館時間帯を検討。
平成9年5月	「枚方市行政改革推進実施計画」(平成8年度～平成12年度)	平成9年度「財団法人枚方市公園緑化協会」の

年月	行政改革の取り組み状況	外郭団体等に関連した対応状況				
平成 10 年 12 月	<p>「枚方市事務事業再構築プラン」(平成 10 年度～平成 20 年度)(抜粋)</p> <p>3 出資法人等外郭団体の自主的・効率的経営改革方策</p> <p>〔短期〕経理事務や受付業務等の外部委託及び非常勤職員活用を図る</p> <p>市派遣職員の見直し(人件費負担金削減)</p> <p>〔短期 中期〕利用料金制の導入</p> <p>法人の自主財源確保 団体の財政的独立性確立により自主経営努力促進</p> <p>事務費負担金及び委託料等の削減</p>	<p>設立。</p> <p>平成 12 年度財団法人枚方市文化振興事業団、財団法人枚方市勤労者福祉協会の事務局機構改革(課制廃止)を実施。</p> <p>派遣職員、プロパー職員給与是正を実施。</p>				
平成 11 年 12 月	<p>「枚方市財政再建緊急対応策」(平成 11 年度～平成 13 年度)(抜粋)</p> <p>4. 外郭団体等の運営改善</p> <p>市出資法人等の外郭団体等については、自主性・独立性を高めることを基本に置き、各団体における業務執行体制や職員配置の見直し等、運営改善の推進を求めていく。</p> <p>〔取り組み項目一覧〕</p> <table border="1" data-bbox="411 969 1123 1099"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 969 722 1003">区分</th> <th data-bbox="722 969 1123 1003">主な取り組み項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 1003 722 1099">4 外郭団体等の運営改善</td> <td data-bbox="722 1003 1123 1099">人件費負担金、運営費補助金等の削減 各団体での業務改善等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な取り組み項目	4 外郭団体等の運営改善	人件費負担金、運営費補助金等の削減 各団体での業務改善等	
区分	主な取り組み項目					
4 外郭団体等の運営改善	人件費負担金、運営費補助金等の削減 各団体での業務改善等					
平成 13 年 12 月	<p>「第 2 次行政改革推進実施計画」(平成 14 年度～平成 23 年度)(抜粋)</p> <p>9. 外郭団体及び関係団体運営の見直し</p> <p>本市が出資及び職員派遣等を行っている外郭団体や関係団体の経営状況等について、財務指導分析調査の結果等も参考にしながら検証し、状況に応じて団体に対してより効率的かつ自立した運営に向けた取り組みを促すことで本市からの負担金や補助金の削減を図る。</p> <p>(注 1) 詳細内容は下表枠外に記載</p>	(注 1) 対応状況は下表枠外に記載				
平成 18 年～平成 24 年	<p>・平成 18 年 3 月「枚方市構造改革アクションプラン～第 2 次行政改革推進実施計画(中期)～」(平成 14 年度～平成 23 年度)</p> <p>・平成 20 年 10 月「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」(平成 20 年度版)</p> <p>・平成 22 年 4 月「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」(平成 22 年度版)</p> <p>・平成 23 年 4 月「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」(平成 23 年度版)</p> <p>・平成 24 年 4 月「枚方市構造改革アクションプラン【改定版】」(平成 24 年度版)</p> <p>(注 2) 詳細内容は下表枠外に記載</p>	(注 2) 対応状況は下表枠外に記載				
平成 24 年 12 月	<p>『枚方市新行政改革大綱～「選択と集中」を実現する行政経営システムの構築へ～』(抜粋、要約)</p> <p>H) 事務事業の改革・改善サイクルを構築し、効率化等に向けた見直しを進める</p>					



年月	行政改革の取り組み状況	外郭団体等に関連した対応状況				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>これまでの取り組みと課題</th> <th>今後の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政の補完的な役割を担っている外郭団体等についても、設立趣旨や今後の施策等を踏まえ、適切な支援のあり方について見直しを進める必要があります。</td> <td>本市が支援を行っている外郭団体等について、今後の経営計画の策定を要請し、経営健全化を促進する。</td> </tr> </tbody> </table>	これまでの取り組みと課題	今後の方向	行政の補完的な役割を担っている外郭団体等についても、設立趣旨や今後の施策等を踏まえ、適切な支援のあり方について見直しを進める必要があります。	本市が支援を行っている外郭団体等について、今後の経営計画の策定を要請し、経営健全化を促進する。	
これまでの取り組みと課題	今後の方向					
行政の補完的な役割を担っている外郭団体等についても、設立趣旨や今後の施策等を踏まえ、適切な支援のあり方について見直しを進める必要があります。	本市が支援を行っている外郭団体等について、今後の経営計画の策定を要請し、経営健全化を促進する。					
平成 25 年 3 月	<p>「枚方市行政改革実施プラン」 前期(平成 25 年度～平成 27 年度)</p> <p>29. 外郭団体等における中期的な「経営プラン」の策定〔行政改革部・所管部〕  本市が出資または補助金等を交付している外郭団体等について、平成 27 年度までに設立趣旨に基づく今後の活動内容と、必要な人員、財務内容などを明らかにした中期的な「経営プラン」などの策定を要請し、経営健全化を促進する。  また、市が設立に関わり補助金交付等の支援を行っている特定非営利活動法人についても、外郭団体等に準じた対応を求めていく。</p> <p>&lt; 外郭団体等一覧 &gt;  枚方市土地開発公社・社会福祉法人枚方市社会福祉協議会・公益財団法人枚方市文化国際財団・公益社団法人枚方市シルバー人材センター・公益財団法人枚方市文化財研究調査会・公益財団法人枚方市体育協会・株式会社エフエムひらかた・枚方市街地開発株式会社  &lt; 市が支援を行っている特定非営利活動法人 &gt;  枚方人権まちづくり協会・枚方市勤労市民会・ひらかた市民活動支援センター・枚方文化観光協会・ひらかた環境ネットワーク会議</p>					

(注1) 第2次行政改革推進実施計画とその対応状況

課題	取り組み内容	対応状況
公益法人等の外郭団体の再編整理の検討	本市が出資及び職員派遣等を行っている公益法人等の外郭団体の運営安定化に向けた再編についての検討を行う。	平成 16 年 4 月 財団法人枚方市文化振興事業団と財団法人枚方市国際交流協会の統合 平成 18 年 3 月 財団法人枚方市施設管理サービス公社の解散 財団法人枚方市勤労者福祉協会の解散 平成 21 年 3 月 有限会社枚方市水道サービスセンターの解散
任意団体の再編整理	外郭団体のうち任意団体について、廃止または類似的団体及び所管課内の組織に編入す	平成 14 年 3 月 枚方文化観光協会を解散のうえ、特定非営利活動法人枚方

課題	取り組み内容	対応状況
	ることを原則に再編整理を行う。	文化観光協会を設立 平成 18 年 4 月 財団法人枚方市勤労者福祉協会を解散のうえ、特定非営利活動法人枚方市勤労市民会を設立 枚方市交通対策協議会、枚方市防犯協議会、枚方市障害者事業協会、については検討の結果、継続、となった。
職員派遣の見直し	「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、外郭団体への職員派遣の見直しを行う。	平成 21 年度 市職員派遣を廃止
外郭団体の運営改善による本市からの負担金、補助金の削減	外郭団体に対して効率的運営を求めることで、本市からの負担金、補助金の削減を図る。	平成 18 年度 当初予算要求に際し、委託事業や補助事業についてのヒアリングを制度化。

(注 2) 枚方市構造改革アクションプランとその対応状況

課題	項目・目標	対応状況
17 出資法人(外郭団体)等の自立経営の促進	(項目 17-1) 出資法人(外郭団体)等のあり方を検証し、給与・人員体制の見直しなど、自立経営の促進を図る。 (目標) 出資法人(外郭団体)等に対する市の人的・財政的支援の基準を作成し、各団体ごとに自立性の高い運営体制の確立を促進する。	[17-1] 出資法人(外郭団体)等のあり方を検証した結果、枚方市公園緑化協会は、平成 25 年 3 月 31 日に解散した。 また、平成 24 年 4 月に、市議会への経営状況を報告する対象法人を従来の出資 1/2 以上の法人に加え、条例により 1/4 以上の法人を追加した。
63 NPO 団体等の育成	(項目 63-2) 市民団体の事務局事務の自立化を図る。 (目標) 市職員が事務局を担っている市民団体等に対する行政関与のあり方について見直しを行う。	[63-2] 平成 22 年度から市が設立にかかわり補助金交付等の支援を行っている特定非営利活動法人について、予算編成時において必要な協議を行い、当該団体における自立化を図った。

## 第4 監査の結果及び意見

### 【1】各外郭団体等共通の指摘事項

#### 1. 外郭団体等に対する市のモニタリング

##### (1) 概要

外郭団体等に対する市のモニタリングの状況は第3【3】1.に記載したとおりである。

##### (2) 意見

<市に対する意見> 外郭団体等に対するコンプライアンス面での指導機能発揮へ向けて検討すべき(意見番号1)

外郭団体等は比較的小規模であり、コンプライアンス対応に関する情報収集力が十分ではないことが多い。一方で、これらの外郭団体等は市と財政的援助関係、人的関係を有しており、市の事務事業の代替的な役割を果たしていることが多いため、外郭団体等におけるコンプライアンス対応に不備があった場合においては市民等から市の外郭団体等に対する指導不足を問われかねない。市においては外郭団体等に対するコンプライアンス面の整備に関する指導機能を発揮することが望まれる。

市のコンプライアンス推進課においては外郭団体等に対するコンプライアンス指導に関して、セクシャル・ハラスメント対応に関する覚書締結を行っている。

これ以外に例えば、コンプライアンス等に関する情報提供を行うこと、個人情報保護、法令遵守等に関する一斉研修(事例研修含む)の実施等の対応を行い、周知徹底することが望まれる(規程整備状況については「2.各種規程整備について」を参照)。

### 【参考例：最近の全国の他地方自治体外郭団体等におけるコンプライアンス対応不備事例】

発生年度	コンプライアンス対応不備の事例概要
平成24年	ホテルを運営する第三セクター「Aドリーム」の社員だったときに、入浴券を大量に持ち出して私的流用した。
平成21年	B市は「市政だより」の配布を委託している同市シルバー人材センターで、518人分の個人情報に記載された名簿の紛失が判明したと発表した。
平成20年	C市の外郭団体「C協会」職員が、同協会主催の「見本市」の経費計約405万円を横領していた。

(出所：事件当時の新聞記事)

<市に対する意見>「セクシャル・ハラスメント防止措置に関する協定」の締結に関する対応を統一すべき（意見番号2）

市では外郭団体等に対するセクハラ対応に関して、「改正男女雇用機会均等法」に基づく措置を各外郭団体等に対応させるとともに、セクハラに係る学識相談の利用が出来るよう、毎年、年度協定を市と外郭団体等間で締結するよう各外郭団体等に推奨する通知を発送し、覚書を締結している。

しかしながら、平成25年度分の覚書締結の推奨通知（平成25年3月12日付）において、外郭団体等のうち「枚方市街地開発株式会社」「特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会」「特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター」「特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議」へは通知がされていなかった。

このうち、「特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会」においては、団体が主体的にセクハラ対応を実施することが可能、と判断され、覚書を締結しないこととなったためとのことである（注）。「特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会」以外の3団体においては、通知がされていなかったことからセクハラに関する覚書の締結を行うことができず、セクハラに係る学識相談を利用できる機会が損なわれていたといえる。当覚書が締結されていた契機は市職員派遣先団体におけるセクハラ対応制度の周知を図る目的であり、現在市職員の派遣は行われていないが、制度の趣旨から鑑みて、すべての外郭団体等に対する通知を行い、さらには通知への対応状況を確認することが望まれる。

（注） 「改正男女雇用機会均等法」施行後は、「女性労働者を対象とする事業主の雇用管理上の配慮義務から男女労働者を対象とする事業主の雇用管理上の措置義務」へと強化されたことに伴い、各外郭団体等が主体的に取り組むことを進めているという。その結果、「特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会」については、対応が可能な団体であることから平成19年度以降協定は行っていないとのことである。

<市に対する意見>外郭団体等に対する監査委員監査のさらなる充実を検討すべき（意見番号3）

監査委員監査は地方自治法により取り決められており、市が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて監査を行うことができる。

そのうち、出資団体監査については、経営的な観点にも留意して実施することとなるが、平成15年度以降の監査委員監査実施の状況（第3-1-(3)参照）によると、これらの団体に対して十分に監査が実施されているとは言い難く、株式会社（株式会社エフエムひらかた、枚方市街地開発株式会社）は今まで監査対象として選定していない。株式会社は監査役による監査が実施されていること、市

による出資比率等によるリスク評価の観点から、監査対象として選定していないという。

今後は、前述の意見番号1及び意見番号2にあるように、「コンプライアンス面での指導機能発揮」と併せて、外郭団体等への監査委員監査のあり方や関与について検討し、市全体の内部統制機能の強化及び見直しを図るべきである。

事業内容、団体事務局の内部統制の環境等に応じてリスクを見極め、監査対象を選定することが望まれる。特に、各団体の様々なリスクを判断したうえで、監査対象として選定し、実施時期（ローテーション）についても検討することが望まれる。

さらに、当報告書第4において各々指摘したとおり、会計処理に関する指摘が多数見られた。各団体の経理担当者において会計基準等のさらなる理解を深めるための工夫が、まず必要であるが、財政援助団体の監査に係る担当者（監査委員事務局）においては、監査対象団体の種類に応じた会計基準（民間企業の会計基準、公益法人会計基準、社会福祉法人会計基準、NPO法人会計基準等）の理解や、専門性を確保することが求められると考える。監査の遂行にあたっては、専門性確保のための研修実施や専門性を有する外部への委託を行うことも一つの方法と考える。

#### 【大阪府下の政令指定都市、中核市の外郭団体への監査委員監査実施の状況】

市名	平成22年度～平成24年度における監査委員監査実施の状況 (出資団体監査のみを抽出)(出所：各市ウェブ掲載情報)
大阪市	平成24年度以降3カ年をかけて一巡するように実施中（監査法人に外部委託中）。なお、平成25年度現在、外郭団体は41団体。
堺市	平成22年度4団体、平成23年度2団体、平成24年度3団体に対して実施（平成23年度より監査法人に外部委託中）。なお、平成25年度現在、出資団体は12団体、関与団体5団体。
東大阪市	実施していない。なお、平成25年度現在、外郭団体は13団体。
高槻市	平成22年度1団体、平成23年度2団体、平成24年度1団体に対して実施。なお、平成25年度現在、外郭団体は10団体。
豊中市	平成22年度2団体に対して実施したのみ。なお、平成25年度現在、外郭団体は8団体。

<市に対する意見> 所管課による各外郭団体等とのかかわりのあり方を検討すべき（意見番号4）

所管課における各外郭団体等とのかかわりの状況は次のとおりであった（平成25年9月に調査票形式で実施した調査結果より）。

項目	回答	団体名（注）
団体と市所管課との間で事業内容、団体運営等に関して協議を実施され、記録を残しているか。	実施しており記録を残している	シルバー、エフエム、人権、環境
	実施しているが、記録を残していない	社協、文化国際、文化財、体協、市街地、勤労、市民活動、観光
	実施していない	なし
団体が監事監査、内部監査の実施状況、内部統制の整備状況についてどのように対応しているか、所管課としてどのように確認しているか。	決算承認理事会（又は開催前）における監事監査意見書や事業報告書で確認	社協、文化国際、シルバー、文化財、体協、エフエム、観光
	毎月の業務報告会議に所管課が同席することで確認	環境
	オブザーバーとして役員会に出席して確認	市街地
	理事会等の出席、団体へのヒアリングで確認	社協、勤労、市民活動
	定例の企画運営会議で確認	人権

（注）略称の記載は次のとおりである（以降、当報告書第3【1】において同じ）。

団体名	略称名
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	社協
公益財団法人枚方市文化国際財団	文化国際
公益社団法人枚方市シルバー人材センター	シルバー
公益財団法人枚方市文化財研究調査会	文化財
公益財団法人枚方市体育協会	体協
株式会社エフエムひらかた	エフエム
枚方市街地開発株式会社	市街地
特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会	人権
特定非営利活動法人枚方市勤労市民会	勤労
特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター	市民活動
特定非営利活動法人枚方文化観光協会	観光
特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議	環境

団体と市所管課との間で事業内容、団体運営等に関して協議を実施していない団体はないものの、その記録を残していない団体もあり、団体と市所管課の間で協議を実施したことが第三者にも分かり易いよう、記録を残すことが望まれる。

一方、各団体が内部統制の整備状況を確認する方法として監事監査結果を利用することも一つの方法であるが、毎月の業務報告目的の会議に所管課が同席する等の対策を講じている団体所管課もある。各所管課においては他の所管課が実施しているモニタリング方法を参考にしつつ、団体の実態や所管課との関係のあり方に対応したモニタリング方法を検討することが望まれる。

## 2. 各種規程整備について

### (1) 概要

外郭団体等における主要規程の整備状況は次のとおりであった（平成25年9月に調査票形式で実施した調査結果より）。

規程名	× 未整備	整備済	その他
個人情報保護規程	文化財、エフエム、勤労、市民活動、観光、環境	社協、文化国際、シルバー、体協、市街地、人権	
コンプライアンス規程	社協、文化国際、シルバー、文化財、エフエム、市街地、人権、勤労、市民活動、観光、環境		体協（コンプライアンス規程はないものの、倫理規程を設けている）
経理規程等の会計事務に関する規程	エフエム、市街地、市民活動	社協、文化国際、シルバー、文化財、体協、人権、勤労、観光、環境	

### (2) 意見

規程の整備を検討すべき（意見番号5）

各団体の規程が適切に整備されなければ、個人情報の流出、コンプライアンス違反、不適切な会計処理等が生じるおそれがある。各団体の事業内容によっては個人情報の量や質の差異等があり、すべての団体を一律的に規程を設けるべき、ということまではいえないが、各団体においてまずは、主要な規程の設定の要否を検討すべきである。なお、実態に応じて規程を策定できるように市所管課、コンプライアンス推進課等の指導を得ながら、検討を進めることが望まれる。

### 3. ガバナンス体制整備について

#### (1) 概要

外郭団体等におけるガバナンス体制の整備状況は次のとおりであった（平成 25 年 9 月に調査票形式で実施した調査結果等より）。

項目	回答	団体名
社長（又は理事長）の勤務形態	非常勤である団体	社協、文化国際、シルバー、文化財、体協、エフエム、市街地、人権、勤労、市民活動、観光、環境
	常勤である団体	なし
取締役会（又は理事会）の平成 24 年度における開催回数	年 4 回以上の開催	社協、文化国際、シルバー、文化財、体協、エフエム、市街地、勤労、市民活動、観光
	年 3 回未満の開催	人権、環境
取締役会（又は理事会）規則において緊急時の対応などを定めた取り決めの有無	設けていない	シルバー
	設けている	上記以外のすべての団体
取締役会（又は理事会）の議事録は作成しているか。議事録は参加者（代表者のみ含む）が押印し、袋とじ製本をしているか。	作成し、押印、袋とじ製本（準じた対応含む）を行っている	社協、文化国際、文化財、市街地、市民活動、人権、環境
	作成、押印はしているものの、袋とじ製本なし	シルバー、体協
	その他：定時株主総会後の取締役会のみ作成、押印しているが、それ以外は作成のみ	エフエム
	作成のみ。押印、袋とじ製本なし	観光
	担当者による議事メモのみを作成し、議事録として作成していない	勤労
監査役（又は監事）の取締役会（又は理	9 回	体協（100%）
	6 回	シルバー（100%）



項目	回答	団体名
事会)の平成24年度における出席回数(括弧は開催回数に対する出席回数率)複数人の場合は1人当たり平均回数をもって記入。	5回	エフエム(100%)、観光(100%)、勤労(100%)
	4回	文化国際(100%)、文化財(100%)、市街地(100%)
	3回	市民活動(75%)、人権(100%)
	2回	環境(66.6%)
	1.5回	社協(37.5%)
監査役(又は監事)に市職員(又は市OB職員)の就任状況	市職員又は市OB職員が監査役(又は監事)に就任している	文化国際、シルバー、エフエム、市民活動、環境
監査役又は監事監査制度とは別に内部監査制度を設けているか。	設けていない	すべての団体

## (2) 意見

取締役会(又は理事会)の開催頻度を見直しすべき

各団体は比較的小規模であり、全ての団体の社長(又は理事長)は非常勤である。そのためガバナンス体制の整備に向けて、様々な取り組み・工夫を行っていくことが求められる。

例えば、今回の調査対象とした取締役会(又は理事会)の開催についてであるが、各団体の事業方針や重要な意思決定等については経営に対する責任を有する役員等を交えて取締役会(又は理事会)において検討することが求められ、開催回数が少ないことは問題であり、株式会社においては会社法により開催頻度が定められているため、当該規定に従う必要がある(詳細な検討は、第4【7】株式会社エフエムひらかた、【8】枚方市街地開発株式会社を参照)。

取締役会(又は理事会)議事録の作成等につき対応すべき(意見番号6)

会社法によれば、取締役会における議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印をすることとされている(注1)。また、議事録において記載すべき事項についても取り決められている(注2)。

さらに、議事録を書面で作成する場合には、作成する頁が複数枚以上になるときは、作成後に差し替えなどの改ざんを防止するため、各頁にまたがるように契

印（割印）をするか、袋とじにして最終頁裏側の綴じ代部分に捺印をすることが望まれる。

監査対象とした外郭団体等のうち会社法が適用される株式会社は2法人のみであるが、それ以外の公益法人や特定非営利活動法人においてもガバナンスやコンプライアンスの観点から、理事会議事録は会社法に準じた対応をすることが望まれる。

改善の余地のある各団体（シルバー、体協、エフエム、勤労、観光）においては、議事録には必要事項を記載したうえで、出席者が押印し、改ざんを防止するために袋とじ製本等の対応を行うことが求められる。

（注1） 会社法第369条第3項 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

（注2） 会社法第101条第3項 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は株主が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

（以下、略）

監事の理事会への積極的な参加を促す仕組みを整備すべき（意見番号7）

今回の監査対象団体のすべてにおいて、監査役（又は監事）は非常勤であるが、常勤・非常勤の形態に関わらず、監事として団体経営に対して担う責任は同じである。さらに積極的に取締役会（又は理事会）に出席することで業務執行状況を把握・確認することが求められる。

しかしながら、一部の団体については監事の理事会の出席率が低い状況であった。今後は、市が監事による理事会出席状況など、団体経営へのガバナンス状況をモニタリングする仕組みを検討すべきである。

<市に対する意見>市職員（又は市OB職員）が監事として就任することへの対応を検討すべき（意見番号8）

監事は業務執行状況等を監査する重要な機関である。

しかしながら、一部の団体の監事は市職員（又は市OB職員）が就任している。市職員が監事に就任することについては、業務内容に詳しい者であれば業務監査実施面において専門性を発揮できるかもしれないが、他部署から市所管課管理職

就任直後に充て職として団体の監事に就任したケースもあり、すべての監事就任者が当団体の業務内容に対する専門性を有しているとはいえない。

監事としての監査機能及び専門性を確保するためには、就任について法的に要請はされていないが、監事監査において実施すべき項目のリストの整備や監事監査実施手順のマニュアル等の整備を行うことが望まれる。

なお、「特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議」においては、監事監査のためのチェックリストを市職員以外の監事（税理士）が作成し、市職員監事に指示していたので参考とされたい。

【市職員の監事就任状況】

団体名	監事就任者 (記号で表記)	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
文化国際	A	非常勤	非常勤								
	B			非常勤	非常勤						
	C					非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤
シルバー	D	非常勤	非常勤								
	E			非常勤							
	F				非常勤	非常勤					
	G						非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	
文化財	H										非常勤
	I	非常勤	非常勤	非常勤							
	J	非常勤									
エフエム	K				非常勤	非常勤	非常勤	非常勤	非常勤		
	L	非常勤									
	M		非常勤	非常勤	非常勤						
	N					非常勤	非常勤	非常勤			
市民活動	O								非常勤	非常勤	非常勤
	P	非常勤	非常勤	非常勤							
	Q				非常勤						
	R					非常勤	非常勤				
	S							非常勤	非常勤	非常勤	
環境	T										非常勤
	U			非常勤	非常勤						
	V					非常勤	非常勤	非常勤			
	W							非常勤	非常勤	非常勤	

#### 内部監査制度の導入を検討すべき（意見番号9）

内部監査とは、「組織体の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・勧告を行う監査業務、及び特定の経営諸活動の支援を行う診断業務」（一般社団法人日本内部監査協会における内部監査基準より）のことを指し、その業務の改善の促進に役立てていくものである。

しかしながら、現状はすべての団体において内部監査制度が導入されていなかった。

各団体においては、内部監査制度導入へ向けての検討に着手することが望まれる。

#### 4. 情報システムの全般統制

##### (1) 概要

各外郭団体等はその事業運営、経理処理等を行うためには各種情報システムを導入している。現在導入されている主な情報システムは、パッケージ化された業務システム(売上管理システム等)、財務会計システム、人事給与計算システムである。

各種システムは大量のデータ(個人情報も含む)を有していることから、その不正なアクセスと改ざんを予防する仕組みを整備することが求められる。例えばシステムを開くには、担当者のみが知っているパスワードの入力が求められるといったパスワード制御などがその一つの方法である。

システムにアクセスするためのパスワードの設定の状況等は次のとおりであった(平成25年9月に調査票形式で実施した調査結果より)。

項目	回答概要	
<b>&lt; 財務会計システム &gt;</b>		
パスワードを設けているか。	設けている	社協、文化国際、シルバー、文化財、体協、エフエム、環境
	設けていない	市街地、市民活動、勤労
	該当するシステムなし	人権、観光
パスワードの文字数などに関する要件の設定はあるか。	設けている	社協、文化国際、文化財、体協、エフエム
	設けていない	シルバー、市街地、勤労、市民活動、環境
	該当するシステムなし	人権、観光
定期的なパスワード変更に関する内部規程を設けているか。	設けている	文化国際
	設けていない	社協、シルバー、文化財、体協、エフエム、市街地、勤労、市民活動、環境
	該当するシステムなし	人権、観光
ユーザーID、パスワードの定期的な棚卸作業を実施しているか。	実施している	なし
	実施していない	すべての団体
ユーザーID、パスワード	設けている	なし

項目	回答概要	
ードの定期的な棚卸を実施する内部規程を設けているか。	設けていない	すべての団体
< 業務システム >		
パスワードを設けているか。	設けている	シルバー、文化財、エフエム、市民活動、環境
	設けていない	市街地
	該当するシステムなし	社協、文化国際、体協、人権、勤労、観光
パスワードの文字数などに関する要件の設定はあるか。	設けている	文化財、エフエム
	設けていない(又は不明)	シルバー、市街地、市民活動、環境
	該当するシステムなし	社協、文化国際、体協、人権、勤労、観光
定期的なパスワード変更に関する内部規程を設けているか。	設けている	なし
	設けていない(又は不明)	シルバー、文化財、エフエム、市街地、市民活動、環境
	該当するシステムなし	社協、文化国際、体協、人権、勤労、観光
ユーザーID、パスワードの定期的な棚卸作業を実施しているか。	設けている	なし
	設けていない(又は不明)	シルバー、文化財、エフエム、市街地、市民活動、環境
	該当するシステムなし	社協、文化国際、体協、人権、勤労、観光
ユーザーID、パスワードの定期的な棚卸を実施する内部規程を設けているか。	設けている	なし
	設けていない(又は不明)	シルバー、文化財、エフエム、市街地、市民活動、環境
	該当するシステムなし	社協、文化国際、体協、観光、人権、勤労

## ( 2 ) 意見

システムアクセス・パスワードの未整備等に対応すべき(意見番号 10)

不適切なアクセスを予防するためには、システムにアクセスするためのパスワードを設けるとともに、パスワードの文字数の制限、定期的な変更ルールを設けることが望まれる。また、システムにアクセスできる者(ユーザーIDを有する者)とそのパスワードについてはその妥当性を定期的に確かめることが望まれる。

しかしながら、上記( 1 )に示したとおり、パスワードを設けていない団体等が多数見られた。

各団体の個人情報の取扱いの状況や情報漏えいのリスクを勘案しつつ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成 22 年 11 月版)(総務省)を参考に対策を講じるべきである。

## 5 . 市と団体との人的関係

### ( 1 ) 概要

第 3 【 2 】 2 . に記載したとおり、平成 25 年度現在において各外郭団体等と市との人的関係について、市職員においては、各団体役員(監事含む)との兼務の場合が見られる。また、市OB職員においては、市を退職し各団体で直接採用されている場合が見られる。市職員が各外郭団体等の役員に就任しているすべての事例は、市部課長職の充て職として就任しており、当該部課長職員の異動に伴い役員も交代しているものである。

市職員が各外郭団体等の役員等として担う職務は公務として扱い、その職務遂行中の給与は市が負担するもの、としており、その旨を市では回議書により承認することとしているという。

平成 24 年度における各外郭団体等の役員(監事含む)の就任の状況とその回議書による承認手続の実施状況は次のとおりであった(平成 25 年 9 月に調査票形式で実施した調査結果より)。

(注) :あり、×:なし

団体名	平成24年度における各団体役員(監事含む)の市職員による就任状況(団体役員名)	就任の際の承認がなされているか(注)	回議書に就任理由の記載があるか(注)	回議書に責任の範囲の記載があるか(注)	回議書に任期の記載があるか(注)
社協	福祉部長(理事)	(市長決裁)			
文化国際	地域振興部長(常務理事) 総務部門調整担当理事(監事)	(市長決裁)			
シルバー	福祉部長(理事) 会計課長(監事)	(市長決裁)			
文化財	-	-	-	-	-
体協	-	-	-	-	-
エフエム	総務部門調整担当理事(取締役) 市民安全部長(監査役)	(市長決裁)			
市街地	副市長(代表取締役社長) 建設・環境部門調整担当理事(取締役)	(市長決裁)			
人権	政策企画部長(理事) 学校教育部長(理事)	(市長決裁)			
勤労	市民安全部次長(理事)	×	×	×	×
市民活動	市民安全部次長(理事) 市民活動課長(監事)	×	×	×	×
観光	地域振興部長(理事)	×	×	×	×
環境	環境保全部長(理事) 環境総務課長(監事)	(平成17年度の設立当初に決裁しているが、それ以降は市管理職の充て職で理事・監事に就任されており、交代の都度の決裁手続はなし)	(平成17年度の設立当初の決裁書に記載あり)	(平成17年度の設立当初の決裁書に記載あり)	(平成17年度の設立当初の決裁書に記載あり)

一方、市OB職員が各外郭団体等の役職員に就任する際には、各団体からの紹介の要請に基づき、市人事課が検討したうえで各団体に推薦している。

## (2) 意見

<市に対する意見>市職員が外郭団体等の役職員に就任するときの市内部承認手続を整備すべき(意見番号11)

上記(1)に示したとおり、市内部承認手続を実施していない団体が3団体あった。一方、団体設立時において承認したという理由により役員交代の都度承認していない団体が1団体あった。

市内部承認手続を実施していない場合には、各団体の役員として適切な者を推薦したことの確認ができず、当該職員が公務の範囲内で役員業務を担うことを承認していないことになる。また、役員業務に対する報酬の負担関係や役員業務中の事故等が生じたときの対応(費用負担等)が不明確となっている。

重要な承認手続であるため、市内部承認手続は実施すべきと考える。また、役員交代の都度(市職員による役員就任の都度)、市内部承認手続を実施すべきであ

る。

さらに、こうしたことが今後生じないよう、市職員が外郭団体等の役職員に就任する際には各所管課内で決裁するように、といった指導を人事課が担うべきと考える。

## 6. 市と団体との財政的關係（市による運営費補助金の交付）

### （1）概要

市では次の外郭団体等に対して運営費補助金を交付している。

団体名（補助金名）	平成 24 年度運営費補助金の交付金額（千円）	交付の根拠とする要綱	補助対象としている経費（平成 24 年度）
社協（社会福祉協議会活動補助事業）	26,053	個別の要綱の設定はなし(枚方市補助金等交付規則)	法人運営に係る職員の人件費、経費
文化国際（枚方市文化国際財団活動補助金）	52,574		
シルバー（枚方市シルバー人材センター運営補助金）	18,478	枚方市シルバー人材センター運営補助金交付要綱	
文化財（活動補助金）	9,498	個別の要綱の設定はなし(枚方市補助金等交付規則)	
体協（体育協会活動補助金）	13,266		
人権（人権協会活動補助金）	6,514		
勤労（勤労市民会活動補助金）	11,097		
市民活動（ひらかた市民活動支援センター活動補助金）	13,627		
観光（文化観光協会活動補助金）	11,963		
合計	163,070		

### （2）意見

＜市に対する意見＞運営費補助金を交付することのあり方を検討すべき（意見番号 12）

市では上表の団体（エフエム、市街地、環境以外の 9 団体）に対して運営費補助金を交付しているが、事業費に対する補助と違い運営費に対する補助制度は補助金に対する効果が直接的に十分に確認できない。市税を投入して行う補助金として必要であるのか十分に検討することが求められ、事業費に対する補助金として



交付するよう制度を見直すべきであるとする。

## 7. 中長期的な経営計画

### (1) 概要

市では第2に記載したとおり、「枚方市行政改革実施プラン 前期（平成25年度～平成27年度）」（平成25年3月）において、「外郭団体等においては、経営の健全化に向け、中期的な経営プランの策定を要請します」としており、経営プランの策定を求めて平成25年5月に行政改革課から各外郭団体等所管課へ通知している。

#### 【行政改革部長から各部長への事務連絡「外郭団体等における「経営プラン」の策定について」の概要】

経営プランの定義：各団体の経営健全化を促進するため、中長期的な視点を持って、経営方針、体制、財務内容、今後の活動内容などについて定めた計画とします。

対象団体：13団体

特定非営利活動法人については、各団体の活動内容に応じて、外郭団体等に準じた対応としています。

経営プランの期間：概ね5年程度（中期）を想定していますが、各団体の実情に応じて設定してください。なお、経営プランについては、平成27年度までに、策定・公表をお願いします。

経営プランに掲載する項目：

- ・原則として下記の事項を記載してください。設立趣旨/今後の活動内容/必要な人員/財務内容/進行管理
- ・上記の項目のほか、各団体の活動内容や実情に合わせ、必要に応じて以下のような項目を設定してください。

（項目例）

情報発信（PR等の方法や具体的な取り組み）

設備投資計画及び修繕計画

その他：

経営プランの策定にあたっては、各所管課において、各団体との協議・調整を行っていただくようお願いします。

あわせて、行政改革課においても、各所管課と随時、必要な協議・調整を行っていきたいと考えております。

( 2 ) 意見

中期的な「経営プラン」を策定すべき(意見番号13)

平成25年7月~8月の監査時点においては、社協、体協、エフエムを除いた外郭団体等において経営プランの策定に着手していなかった。

各外郭団体等の中には早急に経営プランを策定する必要がある団体もある。各外郭団体等の事情に応じて適時に経営プランを策定していくことが求められる。

なお、各団体の詳細な調査結果は、第4【7】株式会社エフエムひらかた、【8】枚方市街地開発株式会社、【9】特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会、【11】特定非営利活動法人枚方文化観光協会を参照いただきたい。

また、上記に記載していない各団体個別の指摘事項は後述【2】~【11】を参照いただきたい。

## 【2】各団体に対する事項1：社会福祉法人枚方市社会福祉協議会

### 1. 団体の概要

#### (1) 事業概要

所管部署	福祉部福祉総務課	
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>・ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡調整及び助成</li> <li>・ その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> </ul>	
設立年月日	昭和 26 年 4 月 22 日	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人運営事業</li> <li>・ 居宅介護等事業</li> <li>・ 移動支援事業</li> <li>・ くすの木園管理運営事業（指定管理業務）</li> <li>・ 総合福祉会館管理運営事業（指定管理業務）</li> </ul>	
出資・出捐状況	基本財産（基本金）	3,000 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	-（ - %）
	他の出資者（出資割合）	3,000 千円（100%）

社会福祉協議会は、戦後、地域福祉をすすめることを目的として設置された、営利を目的としない民間組織である。当法人は昭和 26 年「社会福祉事業法」に基づき、地域福祉事業を企画実施し、市民が地域福祉活動に参画することを援助する目的として設立された団体であり、昭和 42 年に社会福祉法人として登記された。

以来、社会福祉の専門機関・関連機関及び団体、当事者団体などの参画により、「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」を進めるため、各種相談及び生活に関連する支援事業の実施並びにこれらに係る情報提供等、さまざまな活動に取り組んでいる。

また、指定管理者として総合福祉会館（ラポールひらかた）、総合福祉センター、くすの木園の施設管理を行っている。なお、総合福祉会館のみ公益事業の性格が強いことから特別会計に区分している。

( 2 ) 運営状況・財政状態

運営状況

(一般会計)

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業活動収入(1)	771,769,980	756,241,408	795,830,834
事業活動支出(2)	721,250,205	754,037,171	765,330,130
事業活動外収入(3)	132,302,377	161,939,015	110,229,324
事業活動外支出(4)	124,205,729	153,567,012	106,710,278
経常収支差額(5)=(1)-(2)+(3)-(4)	58,616,423	10,576,240	34,019,750
特別収入(6)	1,534,278	-	1,590,000
特別支出(7)	2,338,310	-	1,598,181
当期活動収支差額(8)=(5)+(6)-(7)	57,812,391	10,576,240	34,011,569

(特別会計-福祉会館管理運営)

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
事業活動収入(1)	176,159,063	167,655,354	168,113,929
事業活動支出(2)	171,093,936	159,992,689	162,547,684
事業活動外収入(3)	-	-	-
事業活動外支出(4)	6,031,600	6,481,520	1,483,080
経常収支差額(5)=(1)-(2)+(3)-(4)	966,473	1,181,145	4,083,165
特別収入(6)	-	-	-
特別支出(7)	97,683	842,054	691,700
当期活動収支差額(8)=(5)+(6)-(7)	1,064,156	339,091	3,391,465

財産の状況

貸借対照表(一般会計)

平成25年3月31日 現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>【流動資産】</b>	140,227,294	<b>【流動負債】</b>	78,345,614
現金	31,635	未払金	72,600,092
預貯金	32,029,901	未返還金	27,550
未収金	101,933,677	預り金	5,717,972
立替金	60,000		
前払金	2,871,857	<b>【固定負債】</b>	470,904,030
仮払金	3,300,224	長期預り金	900,000
		退職給与引当金	470,004,030
<b>【固定資産】</b>	952,660,421	<b>負債の部合計</b>	549,249,644
基本財産	3,000,000	<b>純資産の部</b>	
基本財産特定預金	3,000,000	<b>【基本金】</b>	3,000,000
その他の固定資産	949,660,421	基本金	3,000,000
機械及び装置	1,590,000	<b>【基金】</b>	369,261,215
車輛運搬具	16,665,512	社会福祉基金	256,843,879
器具及び備品	11,209,674	地域福祉活動基金	111,898,366
減価償却累計額	34,271,693	その他の基金	518,970
ソフトウェア	12,712,603	<b>【国庫補助金等特別積立金】</b>	2,599,250
投資有価証券	329,477,550	国庫補助金等特別積立金	2,599,250
退職共済預け金	402,279,790	<b>【その他の積立金】</b>	170,213,320
積立預金	209,996,985	運営資金積立金	170,213,320
		<b>【次期繰越活動収支差額】</b>	1,435,714
		次期繰越活動収支差額	1,435,714
		(うち当期活動収支差額)	34,011,569
		<b>純資産の部合計</b>	543,638,071
<b>資産の部合計</b>	1,092,887,715	<b>負債及び純資産の合計</b>	1,092,887,715

貸借対照表(特別会計)

平成25年3月31日 現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>【流動資産】</b>	15,047,136	<b>【流動負債】</b>	10,344,994
現金	39,550	未払金	10,305,444
預貯金	13,078,121	預り金	39,550
未収金	1,447,237		
立替金	329,700	<b>負債の部合計</b>	10,344,994
前払金	152,528	<b>純資産の部</b>	
		<b>【次期繰越活動収支差額】</b>	4,702,142
		次期繰越活動収支差額	4,702,142
		(うち当期活動収支差額)	3,391,465
		<b>純資産の部合計</b>	4,702,142
<b>資産の部合計</b>	15,047,136	<b>負債及び純資産の合計</b>	15,047,136

## ( 3 ) 市との取引関係

( 円 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>【補助金】</b>			
小地域ネットワーク活動推進事業	22,217,000	21,950,332	22,071,581
社会福祉協議会活動補助事業	44,613,819	28,441,714	26,053,154
民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金事務	31,427,560	31,113,478	31,378,419
<b>【受託料】</b>			
地域包括支援センター事業	46,054,400	46,000,000	46,021,600
障害者移動支援事業	94,996,320	88,615,360	92,953,680
障害者相談支援事業・地域活動支援センター事業	19,800,000	19,800,000	19,800,000
<b>【指定管理料】</b>			
枚方市総合福祉会館管理運営事業	166,500,000	158,500,000	158,500,000
枚方市総合福祉センター管理運営事業	65,985,000	65,985,000	65,985,000
上記以外の【補助金】、【受託料】、【指定管理料】	111,490,553	123,559,603	117,159,422
合計	603,084,652	583,965,487	579,922,856
当団体事業活動収入合計に占める割合	63.6%	63.2%	60.2%

## ( 4 ) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	1	1	1
	市OB	1	1	1
	その他	15	15	15
役員に係る人件費総額(千円)		3,901	4,763	4,730
職員数 (人) (注)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(正職員・常勤)	41	41	41

	固有職員（契約職員常勤・非常勤）	138	146	161
	登録職員（ガイドヘルパー）	164	172	162
職員人件費総額（千円）		614,030	630,958	678,856
人員数合計（人）		360	376	381
人件費合計（千円）		617,932	635,721	683,586

（注）職員数は各4月1日現在の人数である。

#### （5）主要事業の概況

##### 法人運営事業

法人運営事業においては、法人運営の要となる理事会、評議員会の運営をはじめ、市や市内各種団体による実行委員会が催す事業にも主催者となるなど、積極的に関わり地域福祉の推進を図っている。また、中期経営計画となる経営戦略プログラム（第2期）に基づき、基金の再構築や人事計画等を策定し、経営基盤の充実に努めている。

（円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収入	197,472,294	206,449,988	155,164,183
経常支出	135,010,328	124,473,950	149,649,096
施設整備収入	1,430,326	-	-
施設整備支出	4,867,525	2,295,195	894,285
財務活動収入(退職預け金返還)	-	-	25,847,520
財務活動支出(退職手当預け金)	20,588,670	20,677,680	20,886,000
理事会開催回数	7	5	4
評議員会開催回数	6	4	4
法人経営部会開催回数	7	1	3

### 居宅介護等事業

障害者自立支援法に基づく居宅介護事業と介護保険法による訪問介護事業、国庫補助事業である難病患者等ホームヘルプ事業及び居宅介護支援事業を行っている。

(円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収入	125,827,264	121,876,746	123,183,514
経常支出	117,719,998	130,508,765	124,059,136
年間延利用(契約者)数	1,588	1,666	1,669

### 移動支援事業

障害者自立支援法に基づく市町村事業である地域生活支援事業の移動支援事業(ガイドヘルプ事業)として余暇活動、施設や作業所及び地域活動支援センター・ショートステイ施設・入所施設への送迎等、利用者の意思及び人格を尊重し、多種多様なサービスを行っている。

(円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収入	98,159,567	89,220,875	93,431,452
経常支出	85,801,206	101,377,157	90,930,585
年間延利用(契約者)数	4,569	4,711	4,760

### くすの木園管理運営事業(指定管理業務)

枚方市立くすの木園は昭和 55 年に設立され、設立当初から当法人が管理運営を受託している。くすの木園は知的障害者を対象とした生活介護事業所であり、障害者の自立を推進するため日々の活動を通じてきめ細やかな支援を行っている。

(円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収入	86,987,898	88,325,811	95,782,714
経常支出	83,852,912	97,732,447	91,154,609
施設整備支出	473,025	-	-
年間延利用数	8,062	7,544	8,372
年間平均出席率(注)	88.8%	90.4%	92.3%

(注) 年間平均出席率 = 延利用数 / (在在所者数 × 開所日数) × 100





### 総合福祉会館管理運営事業（指定管理業務）

枚方市総合福祉会館は平成 10 年に設置され、当法人では受託契約での管理を経て、平成 18 年 4 月から指定管理として管理運営を受託している。総合福祉会館は障害者、高齢者等に対する福祉サービスの充実を図るとともに、市民の福祉活動を促進することを目的とし、生活支援に必要な情報やサービスの提供、部屋の貸し出しを行い市民活動やボランティア活動の支援を行っている。

（円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収入	176,159,063	167,655,354	168,113,929
経常支出	177,088,964	166,474,209	164,030,764
施設整備支出	326,000	451,500	691,700

なお、施設の利用率の状況に関して、主要なものの推移は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
部屋別利用率（注）			
有料室	49.0%	49.5%	50.7%
無料室	54.9%	54.6%	52.4%
温水プール			
開館日数	294 日	297 日	295 日
延利用者	60,052 人	60,944 人	62,444 人
水泳教室開催日数	168 日	175 日	175 日
水泳教室参加延人数	3,740 人	3,901 人	3,782 人

（注）利用率 = 利用回数 / （開館日数 × 3） × 100

開館日数に 3 を乗じているのは一日当たり「午前」、「午後」、「夜間」の 3 時

間帯で貸出しが行われているためである。なお、デイサービスの利用を前提に貸出しを行っている日常生活訓練室（有料室）、作業室（有料室）等、利用頻度が比較的低い貸室の利用回数も単純合算しているため、全体では約 50%の利用率であるが、貸室の中心となる研修室（有料室）、ミーティングルーム（無料室）は概ね 6 割から 8 割の利用率である。



## 2. 監査の結果

(1) <市に対する結果> 協定書の必要事項は漏れなく記載すべき（結果番号 1）

枚方市は枚方市立くすの木園の管理運営に関して、当法人と基本協定書（以下、「協定書」という。）を締結しており、第 19 条第 2 項では、以下のとおり定められている。

（情報の保護）

第 19 条

2 乙（当法人）は、業務の範囲内において枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第 24 号）及び別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。（以下、略）

しかしながら、「個人情報の取扱いに関する特記事項」は協定書の別記に含まれていなかった。

当該特記事項は枚方市からの委託業務、指定管理業務における共通事項であるとのことであり、当法人では別の委託業務や指定管理業務が存在するため、これらの契約書、協定書等で特記事項の把握はなされていた。

しかし、協定書と一体をなす特記事項が含まれていない点は、契約内容の記載に係る書面として不十分である。

本協定書においても特記事項を漏れなく別記に記載すべきである。

### 3. 意見

(1) <市に対する意見> 利用実績に応じた支払方法へ契約条件の見直しを検討すべき(意見番号14)

枚方市は当法人と父子家庭生活支援員派遣事業委託契約を締結している(委託期間:年度単位)。当該契約は、父親が不在等のために日常生活を営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣して日常生活の援助を行うことで、父子家庭生活の自立支援を目的とした枚方市父子家庭生活支援員派遣事業を当法人が受託したものである。利用者は別途定められた利用料を支払うことで、父子家庭生活支援員から児童の保育、身の回りの世話等を受けることが可能である。

平成24年度における父子家庭生活支援員派遣事業契約書では、発注者(枚方市)は委託事業に要する費用として1,137千円を受注者(当法人)に指定月に支払い、平成25年3月31日に契約の変更を行い、95千円へ金額変更を行っていた。これは年度初めには想定した利用実績がなかったため、年度末に利用実績に応じて契約変更を行ったことによるものであった。

本件は、年度初めに年間の利用実績の予測が難しく、このようなケースにまで年度予想額の概算払いと年度末の精算を行うと不要な資金移動が行われる結果となる。

このため本件については、年度末の利用実績を待っての精算ではなく、月次等の短い期間単位での出来高請求となるよう、契約形態の見直しを検討すべきである。

(2) 切手の購入、保管方法等について検討すべき(意見番号15)

指定管理を行う枚方市立くすの木園では、利用者等に対する園内便り等の発送のため、切手を保有している。平成24年度の実払いと3月末における保有状況は以下のとおりであった。

(くすの木園作成の切手管理表より作成)

(単位:枚、円)

切手額面	平成24年度 期首枚数	期中 受入枚数	期中 払出枚数	平成24年度 期末枚数	金額
1円	3	-	-	3	3
10円	4	-	4	-	-
15円	1	-	1	-	-
20円	2	-	1	1	20
30円	2	-	1	1	30
41円(注)	32	-	7	25	1,025
50円	5	-	5	-	-

60 円	25	-	6	19	1,140
80 円	140	204	163	181	14,480
90 円	3	60	47	16	1,440
100 円	15	-	9	6	600
270 円	22	-	7	15	4,050
合計	254	264	251	267	22,788

(注)数年前に寄付で受入れたものである。

特に 80 円切手は多数の保有がなされている状況にあったため、理由を聴取したところ、利用頻度が比較的多く一定枚数の保有をしたものの平成 24 年度ではコスト削減のためメール便を活用したこともあり、期末の枚数が多くなったとのことであった。

なお、平成 25 年度上半期では 80 円切手は払出枚数 51 枚であったのに対し、9 月末の保有は 130 枚と保有枚数が多い。

保有過多であることにより、現物確認に時間を要するなど管理上の手数が必要となるほか、紛失や盗難のリスクも高くなる。

施設にとっての切手の必要枚数について改めて検討を行い、保有数量の適正化を図るべきである。

#### 4. 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置

平成 22 年度の包括外部監査「公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について」では、総合福祉会館と総合福祉センターに関して指摘がなされている。現在までに措置されていない又は引き続き対応が望まれる事項は次のとおりである(なお、平成 22 年度の包括外部監査において、くすの木園は監査対象外であった)。

(1) 指定管理者のモチベーションを高めるための具体的な施策の有無(総合福祉会館、総合福祉センター共通)

平成 22 年度包括外部監査における結果及び意見の概要		所管課又は法人の対応状況の説明
意見	指定管理業務において「自主事業」を設定することについて指定管理者に裁量を設けており、その事業開催を通じて主体的な活動を行うことができるようにしているが、具体的な施策とし	次回選定審査の際に加点することについては、現行の指定管理者に対する市の恣意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点で難しい。

	<p>て仕組みづくりや内容については特に検討していない状況である。指定管理者の施設運営にかかるモチベーションを高めるためにも、具体的な施策を検討することが必要であると思われる。具体的な施策の例としては、利用料金制度の導入や、運営状況が良好だった指定管理者については、次回の選定審査の際に加点があるといったような仕組みづくりについても積極的に検討することが必要である。</p>	
--	---	--

(現在の状況)

所管課の対応としては公正性、公平性の観点から次回選定審査の際の加点調整は困難との結論に至っているが、指定管理者のモチベーションを一層高められる方法が加点に限定されているわけでもない。所管課はモチベーションを高める方向性について引き続き検討を模索(利用料金制の導入など)することが望まれる。

(2) 指定管理者の募集について(総合福祉センター)

	平成 22 年度包括外部監査における結果及び意見の概要	所管課又は法人の対応状況の説明
意見	<p>現状では、申請団体が1団体であり公募を行うメリットが活かされていないことについては、所管課として何らかの方策を講じる必要がある。現状の公告手続だけではなく、業務内容から実施可能と思われる団体に直接打診することも検討すべきである。また、総合福祉会館と同様に、業務の切り分けを行うこと、そのための各所管課における業務の標準化、指定管理者のモチベーションを高める施策を</p>	<p>公募施設における申請団体を複数得るための方策、また、現指定管理者のモチベーションを高めるための方策については、検討すべき課題である。しかし、意見にある「申請団体の候補となり得る事業者に直接打診を行うこと」は、行政として、公平性の観点から対応は難しい。また、「業務の切り分けや各所管課における業務の標準化により、同種業務を複数施設で一括して委託すること」は、本市の契約制度に係る方針上、難しい。また、「現指定管理者のモチベーションを高めるための次期選定時における加点(イ</p>

	<p>具体的に打ち出すことなどを検討する必要がある。</p>	<p>ンセンティブの付与)」についても、現行の指定管理者に対する市の恣意性が評価結果に帰結する側面があることから、公正性、公平性の点で難しい。</p>
--	--------------------------------	---

(現在の状況)

モチベーションを高める施策に関する状況は4.(1)と同様、加点による方法に限られるものではない。所管課においてモチベーションを高める方法について引き続き検討を模索することが望まれる。

### 【3】各団体に対する事項2：公益財団法人枚方市文化国際財団

#### 1. 団体の概要

##### (1) 事業概要

所管部署	地域振興部文化観光課	
設立目的	市民の文化活動の振興と、積極的かつ多彩な国際交流事業を行うことにより、市民の国際理解と友好親善の促進を図り、もってふれあいのある豊かな地域文化の創造と、地域社会の国際化に寄与することを目的とする。	
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	
事業内容	地域住民の芸術文化事業 市民と海外都市・在住外国人との国際交流事業	
出資・出捐状況	基本財産（指定正味財産）	301,294 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	301,294 千円（100%）
	他の出資者（出資割合）	なし（0%）

平成 4 年 3 月に設立された財団法人枚方市文化振興事業団と、平成 7 年 12 月に設立された財団法人枚方市国際交流協会を平成 16 年 4 月に整理統合し、財団法人枚方市文化国際財団へと名称変更を行った。

市民の文化活動を振興し、また積極的かつ多彩な国際交流事業を行うことにより、市民の国際理解と友好親善の促進を図り、もってふれあいのある豊かな地域文化の創造と、地域社会の国際化に寄与することを目的として多彩な文化事業を展開している。

平成 24 年 4 月、より公益性の高い事業展開を目指し、公益財団法人へ移行している。



## (2) 運営状況・財政状態

## 運営状況

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益計	104,872,749	114,226,356	126,979,989
経常費用計	107,539,423	119,579,638	122,290,381
当期経常増減額	2,666,674	5,353,282	4,689,608
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	2,666,674	5,353,282	4,689,608
当期指定正味財産増減額	208,109	218,559	218,559

## 財産の状況

## 貸借対照表

平成25年3月31日 現在

(円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
1、流動資産		1、流動負債	
現金預金	14,626,632	未払金	5,473,710
未収金	194,260	預り金1	734,903
前払金	109,966	仮受金	4,387,100
仮払金	4,030	賞与引当金	648,000
流動資産合計	14,934,888	流動負債合計	11,243,713
2、固定資産		2、固定負債	
基本財産		退職給付引当金	4,063,640
基本財産投資有価証券	299,529,477	固定負債合計	4,063,640
基本財産預金	1,765,000		
基本財産合計	301,294,477	負債合計	15,307,353
特定資産		正味財産の部	
退職給付引当資産	4,063,640	1、指定正味財産	
減価償却引当資産	2,072,448	寄付金	301,294,477
文化事業資産	15,800,000	指定正味財産合計	301,294,477
特定資産合計	21,936,088	(うち基本財産への充当額)	(301,294,477)
		(うち特定資産への充当額)	(-)
その他固定資産		2、一般正味財産	21,883,328
車両運搬具	1,613,460	(うち基本財産への充当額)	(-)
車両運搬具減価償却累計額	1,532,787	(うち特定資産への充当額)	(17,872,448)
什器備品	778,250		
什器備品減価償却累計額	539,218		
その他固定資産合計	319,705		
固定資産合計	323,550,270	正味財産合計	323,177,805
資産合計	338,485,158	負債及び正味財産合計	338,485,158



## ( 3 ) 市との取引関係

( 円 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>【補助金】</b>			
枚方市文化国際財団活動補助金	49,815,000	51,160,000	52,574,000
くずはアートギャラリー運営補助金	16,420,000	16,420,000	16,498,470
<b>【受託料】</b>			
外国人 DV 被害者支援情報収集及び翻訳受託	-	325,500	-
菊ライブ開催受託	275,000	275,000	-
長寧区行政訪問団受入受託	-	-	243,750
菊コンサート開催受託	-	-	34,612
<b>【負担金】</b>			
文化事業負担金(文化関連イベント開催費の負担金)	400,000	2,000,000	1,400,000
合計	66,910,000	70,180,500	70,750,832
当団体経常収益計に占める割合	63.8%	61.4%	55.7%

## ( 4 ) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	3	3	3
	市OB	1	1	1
	その他	33	33	20
役員に係る人件費総額(千円)		5,098	5,106	4,366
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	3	3	2
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	-	-	-
	固有職員(非常勤)	6	6	7
職員人件費総額(千円)		35,759	35,986	36,607
人員数合計(人)		46	46	33
人件費合計(千円)		40,857	41,092	40,973

( 5 ) 主要事業の概況

文化事業

演劇・音楽・映画等の芸術文化事業、市民の文化芸術活動への支援及び促進事業、文化振興に関する調査・研究及び各種情報・資料の収集並びに提供事業を行っている。

( 円、件、人 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	23,436,104	30,286,102	38,565,314
事業支出	26,405,121	34,273,318	37,413,275
実施イベント数	40	45	40
参加者数	40,772	36,516	40,956

国際交流事業

国際交流活動への支援及び促進事業、海外諸都市との友好交流事業、市民と在住外国人との交流事業、国際交流に関する調査・研究及び各種情報・資料の収集並びに提供事業等を行っている。

( 円、件、人 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	5,203,500	6,131,883	6,880,950
事業支出	7,571,725	8,821,312	8,253,987
実施イベント数	20	24	23
参加者数	6,168	2,562	4,399

2 . 監査の結果

( 1 ) 規程条文間の整合性を図るべき ( 結果番号 2 )

公益財団法人枚方市文化国際財団会計処理規則( 以下、「会計処理規則」という。 ) を入手し内容の確認を行ったところ、会計処理規則の条文間で以下の不整合が発見された。

公益財団法人枚方市文化国際財団会計処理規則

( 物品の範囲 )

第 27 条

この規則において「物品」とは、事務用器具備品、消耗品等で、耐用年数 1 年未満又は 1 個 1 組の取得価額が 20 万円未満のもので費用支出となる資産をいう。

( 物品の現物棚卸 )

第 29 条

出納責任者は、毎会計年度末において、現物棚卸を実施し、物品受払台帳と照合しなければならない。

2 第 27 条の規定は、前項の規定による照合の結果について準用する。

会計処理規則では第 29 条第 2 項で第 27 条の規定を準用する構成となっているが、第 27 条は物品の定義を示した規定であり、現物棚卸の実施と物品受払台帳との照合について定めておらず、会計処理規則内での不整合が生じている。

規程、規則は団体における行動規範を示したものであり、記載内容に不備があると適切な業務が行えないことになる。

会計処理規則第 29 条第 2 項で準用される規定を明確化するとともに、規則内での不整合を解消するよう、会計処理規則を改訂すべきである。

なお、当法人では平成 25 年 11 月 29 日の理事会で会計処理規則第 29 条第 2 項を次のとおり改訂し、規則内の不整合は解消されている。

公益財団法人枚方市文化国際財団会計処理規則

( 固定資産台帳と現物の照合 )

第 26 条

出納責任者は、固定資産の管理に当たり、常に良好な状態であることに留意し、毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在性を確かめなければならない。この場合において、紛失、き損又は滅失等が生じたときは、速やかに出納役に報告し、その措置について指示を受けなければならない。

( 物品の現物棚卸 )

第 29 条

出納責任者は、毎会計年度末において、現物棚卸を実施し、物品受払台帳と照合しなければならない。

2 第 26 条の規定は、前項の規定による照合の結果について準用する。

( 2 ) < 市及び団体に対する結果 > 請求書の内容について十分な検証を行うべき ( 結果番号 3 )

当法人ではくずはアートギャラリー ( 注 ) の運営に関して ( 株 ) 京阪流通システムズ ( 以下、「流通システムズ」という。 ) に業務委託を行っている。

平成 24 年度のくずはアートギャラリーの年間運営経費 ( 22,184 千円 ) の精算の費目 ( 光熱水費、事務費、人件費等 ) ごとの実際発生額の検証は行っていなかった。

た。

先方が誤って実際よりも高額な運営経費を報告した場合、当法人ではこれを見できない。また、くずはアートギャラリーの運営については、枚方市から補助金が交付されているため、運営経費の発生額の検証が不十分な場合、枚方市が不要な補助金を交付してしまうリスクもある。

当法人は、流通システムズから提出される運営経費の発生状況の検証を行い、所管課である文化観光課も当法人の運営経費の検証方法について問題がないか、監督を実施すべきである。

(注) くずはアートギャラリーは、枚方市、当法人、京阪電鉄㈱の三者によるパートナーシップにより、市民や若手芸術家の主体的な文化芸術活動を支援し、地域特性を活かした活力あるまちづくりの促進を目的に平成 17 年 4 月に京阪樟葉駅前のくずはモール本館 3 階に開館した。なお、ギャラリー事業の実施にあたっては当法人と京阪電鉄㈱と基本協定を締結し、それぞれの実施業務が定められ、京阪電鉄㈱の実施業務の一部(ギャラリーの日常的な維持管理等)は同社の 100%子会社の流通システムズに委任されている(協定書第 19 条)。

当法人では枚方市より「くずはアートギャラリー事業」の補助金の交付を受けており、ギャラリー運営費用の一部に充当している。具体的には、ギャラリーの日常的な維持管理に対する運営経費を流通システムズに支払っており、くずはアートギャラリー運営経費にかかる確認書を締結している(月額固定額を支払い、年度末に運営経費を精算し、当該支払額との差額を精算している)。

### (3) 費用を発生時に対応して適切に計上すべき(結果番号 4)

平成 24 年 3 月 9 日に作業実施された新会計基準対応のための会計処理システムソフトウェア更新にかかる費用(367,500 円)が平成 24 年 3 月度では会計処理されず、支払時(平成 24 年 4 月 27 日付)に処理されていた。

現在の処理によると費用計上が先送りされ、適切な期間損益計算が行えない。

公益法人会計基準では企業会計と同様、費用は発生時に計上することが求められているため、費用の期間帰属に配慮して会計処理を行うべきである。

## 3. 意見

### (1) 貸金庫の管理は適切に行うべき(意見番号 16)

当法人では金融機関の貸金庫を利用しているが、保管対象物の把握がなされていない(なお、後日、当法人担当者により確認を行ったところ、保管されているものはなかった)。

貸金庫の保管対象物の把握が行われていなかったことで、不必要な貸金庫利用

料(年額約2万円)を毎年、支払っていた。更に本件は、いつから貸金庫に物品等の保管がなかったかも把握できなかった。

監査人による上記指摘をうけ平成25年9月3日に貸金庫の利用契約は解約されているが、貸金庫を利用する場合、保管物品の把握を適切に行い、利用意義が乏しくなった時点で速やかに利用契約を解約すべきであった。

(2) 使途及び受入内容が判明する仮払金、仮受金に関し、決算時はその実態を示す勘定科目で表示すべき(意見番号17)

平成24年度の貸借対照表上仮払金4,030円が計上されているが、内容はメール便の使用資金として、小口現金とは別に保管している現金であった。また、仮受金4,387,100円が計上されているが、内容は平成25年度分くずはアートギャラリー使用料及び平成25年度公演チケット代金の前受分であった。

これらのあるべき会計上の勘定科目は、前者は現金、後者は前受金であり、決算時は仮勘定である仮払金、仮受金の表示ではなく、実態を示す勘定科目で表示すべきである。

(3) 市民アンケートの調査結果に対する組織的対応を推進すべき(意見番号18)

当法人では市民の文化活動の振興と積極的かつ多彩な国際交流事業のために、映画・古典芸能・演劇等の鑑賞事業やコンサート等の文化活動等育成事業、各語学講座による国際交流活動の支援と促進事業などを実施している。

これらの事業に対する参加者に対して、当法人からアンケート調査を実施しているものの、その集計、分析、今後の対応などの検討は企画担当者が独自に実施している状況にあった。

現在の状況によると、アンケート結果に対する分析方法も担当者の判断に委ねられるほか、組織内での共有ができず、組織として深度のある検討と今後の対応策を的確に定めるうえで限界がある。

アンケートの実施方法やその分析、それを受けた当法人としての対応方法を検討し、利用者の意見に対して今後の運営に活かすため組織的対応を推進すべきである。

## 【4】各団体に対する事項3：公益社団法人枚方市シルバー人材センター

### 1. 団体の概要

#### (1) 事業概要

所管部署	福祉部高齢社会室	
設立目的	定年退職者等の高年齢退職者（以下、「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	
設立年月日	昭和 55 年 3 月 26 日	
事業内容	会員への就業提供事業 ・ 軽作業群 ・ 施設管理群（指定管理業務含む） など	
出資・出捐状況	一般正味財産	99,606 千円（100%）
	市の出資（出捐）金額	-

当法人は、上記の設立目的のもと、昭和 61 年 4 月、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において位置づけがなされ、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき設立された公益法人である（公益社団法人へは平成 23 年 4 月に社団法人から移行）。

枚方市居住で 60 歳以上の健康で働く意欲と能力のある者が、定款第 7 条に基づく会費（年額 1,200 円）を当法人に納入することで会員となることが可能である。

発注者の仕事を請負又は委任の形式にて当法人が引き受け、これをさらに請負又は委任の形式によって会員に提供し、会員はその仕事を遂行、完成させることによって「配分金」を受け取る形で運営される。このように会員と当法人又は発注者との間には請負又は委任の関係であり雇用契約は存在しない。

当法人は、枚方市自転車駐車場の指定管理者であり、平成 25 年度では枚方市内 20 箇所の自転車駐車場の管理運営を行っている。



(2) 運営状況・財政状態

運営状況

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益計	1,013,199,445	990,306,397	966,951,360
経常費用計	1,013,920,958	984,156,429	972,480,394
当期経常増減額	721,513	6,149,968	5,529,034
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	721,513	6,149,968	5,529,034

財産の状況

貸借対照表

平成25年3月31日 現在

(円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
1、流動資産		1、流動負債	
現金預金	34,415,877	未払金	71,058,890
未収金	55,364,767	前受金	1,190,595
立替金	3,550	預り金	1,333,274
前払金	19,000	流動負債合計	73,582,759
流動資産合計	89,803,194	2、固定負債	
2、固定資産		退職給付引当金	50,000,000
特定資産		固定負債合計	50,000,000
退職給付引当資産	50,000,000	負債合計	123,582,759
減価償却引当資産	11,198,949	正味財産の部	
配分金支払準備資金積立資産	25,000,000	1、一般正味財産	99,606,170
財政運営資金積立資産	46,500,000	(うち特定資産への充当額)	(82,698,949)
特定資産合計	132,698,949		
その他の固定資産			
車輛運搬具	112,343		
什器備品	209,053		
電話加入権	306,200		
預託金	59,190		
その他の固定資産合計	686,786		
固定資産合計	133,385,735	正味財産合計	99,606,170
資産合計	223,188,929	負債及び正味財産合計	223,188,929

## ( 3 ) 市との取引関係

( 円 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>【補助金】</b>			
枚方市シルバー人材センター運営補助金	19,097,593	18,336,270	18,477,500
<b>【受託料】</b>			
枚方市公園点検・清掃業務受託	39,161,972	39,725,236	40,123,736
学校園安全監視業務受託	28,838,400	14,143,220	13,706,408
枚方市自転車等保管場所管理受託業務	11,558,400	13,650,890	11,898,860
学校園クリーンアップ事業(枚方市立小学校)	8,621,077	5,307,639	-
枚方市立市民交流センター管理事務受託	5,910,180	5,835,700	5,748,960
<b>【指定管理料】</b>			
枚方市自転車駐車場指定管理料	214,001,000	214,001,000	209,111,000
上記以外の【受託料】	36,471,180	46,532,160	47,624,442
合計	363,659,802	357,532,115	346,690,906
当団体経常収益計に占める割合	35.9%	36.1%	35.9%

## ( 4 ) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	3	2	2
	市OB	1	2	2
	その他	14	14	14
役員に係る人件費総額(千円)		-	-	-
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	3	3	3
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	3	3	3
	固有職員(非常勤)	1	1	1
職員人件費総額(千円)		39,290	39,911	40,719



人員数合計(人)(注)	25	25	25
人件費合計(千円)(注)	39,290	39,911	40,719

(注)人員数は役員及び職員数の合計であり、役員については無報酬である。

#### (5) 主要事業の概況

##### 軽作業群

専門技術や技能を必要としない、清掃・除草・ピラ配り等の軽作業を行う事業グループであり、当法人の経常収益中60%以上を占める中心業務である。

(円、件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
契約金額	570,556,493	560,406,416	556,709,190
受注件数	2,311	2,348	2,531

##### 施設管理群

指定管理業務である自転車駐車場の施設管理をはじめ、放置自転車指導や保管など施設管理を行う事業グループである。

(円、件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
契約金額	264,192,655	249,043,273	245,821,219
受注件数	89	90	86



枚方市駅東自転車駐車場

## 2. 監査の結果

(1) 現金出納帳及び預金出納帳の記入は修正が容易な鉛筆書きは避けるべき(結果番号5)

現金出納帳及び預金出納帳を閲覧したところ、鉛筆で記入されている部分が散見された。

当該出納帳は財務規定第8条でも補助簿と定義された当法人の正式な帳簿であり、修正が容易かつ修正の痕跡が残らない鉛筆書きとすべきではない。

現金出納帳及び預金出納帳への記入は鉛筆書きを避け、ボールペン又は万年筆等を用い、修正については取消線及び訂正印の押印をもって行うことを周知徹底すべきである。

(2) 簿外の切手及び収入印紙は、帳簿記録の修正を行い帳簿残高と実際有高の整合を図るべき(結果番号6)

切手及び収入印紙は、受払い簿を作成して管理を行っているが、現物確認を行ったところ、簿外管理となっている切手(200円切手2枚、50円切手1枚)及び収入印紙(200円4枚)が保管されていた。

過年度の現物確認時の帳簿残高と実際有高の差について原因が判明しなかったものを別途保管しているとの説明であった。

しかし、簿外の状況は、管理の対象から外れることとなるため長期にわたり放置することは不適切である。

原因の判明しなかった上記簿外の切手及び収入印紙については、帳簿記録を修正し、帳簿残高と実際有高の整合を図るべきである。

(3) 費用を発生時に対応して適切に計上すべき(結果番号7)

当法人では厚生年金基金に加入し、平成24年3月分の掛け金の拠出(113,500円/月)に係る請求書を同年4月に入手しているが、平成24年3月度では会計処理されず、拠出金の支払い時(平成24年4月度)に処理されていた。

従前から掛け金の帰属年月ではなく、支払い時に処理(現金主義)を行ってきたため、年額に相当する費用計上は行われているが、現在の処理によると費用計上が先送りされる結果となる。

公益法人会計基準では企業会計と同様、費用は発生時に計上(発生主義)することが求められているため、費用の期間帰属に配慮して会計処理を行うべきである。

(4) 規程の記載内容は現行の会計基準の規定と整合を図るべき(結果番号8)

当法人の財務規程第16条では重要な会計方針として以下の記載がなされてい

る。

第 16 条

( 1 ) 有価証券の評価基準及び評価方法について

有価証券及び投資有価証券は移動平均法による原価基準を採用する。

他方、公益法人会計基準は、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする時価法を採用し、満期保有目的の債券は一定の場合、償却原価法の適用を求めており（公益法人会計基準第 2 の 3 及び注解 9）、財務規程第 16 条の内容が会計基準の要求する会計方針と整合していなかった。

過去には有価証券の評価に原価基準が適用された時期もあるため、規程が当時の会計方針の記載のままとなっていたことが原因と考えられる。

平成 24 年度では有価証券の保有はないが、今後取得があった場合、規程の内容と実際に適用される会計方針に不整合が生じる。

財務規程の有価証券の会計方針の記載については、現在の会計基準の会計方針に更新すべきである。

( 5 ) < 市に対する結果 > 自転車駐車場内長期放置の自転車について取扱方針の検討を推進すべき（結果番号 9）

公共の場所における自転車等の放置については、枚方市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則が整備されており、放置自転車の移送、処分等についての定めが設けられている。これに対し、自転車駐車場については、当該条例第 2 条にいう公共の場所に該当しないため、駐車場内での長期放置の自転車（以下、「長期車」という。）の処分等の取扱方針が別途必要になるが、枚方市では当該方針は定められていない。

このため、枚方市自転車駐車場指定管理者である当法人では、自転車駐車場内における長期放置自転車の処分が進められない状況にあった。

当法人では各駐車場で 7 日以上放置（一時利用は入場日、定期利用は月末起算）されている自転車を長期車として位置づけており、平成 25 年 6 月末現在では以下のとおりである。

	長期車台数	光善寺東へ移送 済分台数（注）	各現場別長期 車台数	駐車可能台数
< 東部 >				
長尾	49	28	21	1,730
藤阪	53	7	46	1,250
津田	33	1	32	1,041

	長期車台数	光善寺東へ移送 済分台数（注）	各現場別長期 車台数	駐車可能台数
村野	1	-	1	274
星丘	1	-	1	221
宮之阪	2	-	2	140
津田東	-	-	-	250
< 北部 >				
御殿山東	3	-	3	200
御殿山	29	3	26	1,020
牧野東	18	2	16	1,397
町楠葉	21	15	6	1,171
天満川	26	5	21	1,100
< 南部 >				
枚方市西	41	23	18	1,290
枚方市西第 2	-	-	-	140
枚方市東	25	12	13	1,356
枚方市東第 2	12	-	12	200
枚方公園	9	6	3	2,707
光善寺	5	-	5	1,100
光善寺東	1	-	1	907
香里園	6	3	3	390
計	335	105	230	17,884

（注） 長期車のうち、保管期間が更に長期化したものは利用スペース確保の観点から比較的空きのある光善寺東の自転車駐車場に移送されている。

当法人では長期車について警察への連携も行い、その所有者の発見に努めているが、長期車の処分等ができないため、保管台数は増加傾向にあり、約 300 台を超える長期車が自転車駐車場に保管されている。現在、利用者の利便性の障害を防止するため、平成 26 年 4 月以降、別途長期車の保管場所を設けることが検討されているが、保管スペースが必要な点では変わらず、管理コストが発生するデメリットもある。

このため、駐車場内での長期車の取扱方針の検討を推進し、早急に策定すべき

である。

### 3. 意見

#### (1) 手許現金の現物確認結果はその証跡を残すべき(意見番号 19)

当法人本部の手許現金(月末では5万円の残高としている)は、毎日業務終了時に現物確認を実施し、帳簿(現金出納帳)と照合を行っているとの説明を受けたが、当該照合が誰により実施、承認が行われたか、実際の一致が確認できたのか等の記録(痕跡)が残されていなかった。

照合結果の記録を残すことにより、責任の所在を明確化する効果がある。

照合により一致が確認された場合には、実施者及び査閲者の押印を行う等、その証跡を残すべきである。

#### (2) 事業報告書の日付は実際の提出日を記載すべき(意見番号 20)

枚方市自転車駐車場の指定管理に係る協定書第 20 条によると当法人は、毎年度終了後 30 日以内に当該年度分の事業報告書(以下、「報告書」という。)を作成し、枚方市に提出しなければならないと定められている。

通常、事業年度終了後に決算手続等を行う期間が必要となるため、事業年度終了日に報告書を提出することはできないが、本指定管理に係る平成 24 年度の報告書の日付は平成 25 年 3 月 31 日であり、実際の報告書提出日が判明する記録は残っていなかった(実際には平成 25 年 4 月中に報告書は提出されたとのことである)。

実際の報告書の提出日に係る記録がないことにより、協定書の規定が順守されているか、事後的に確認できない問題がある。

協定に基づく義務の履行状況を説明できるよう、報告書の日付は実際の提出日を記載すべきである。

### 4. 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置

平成 22 年度の包括外部監査「公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について」では、枚方市自転車駐車場に関して指摘がなされている。現在までに措置されていない又は引き続き対応が望まれる事項は次のとおりである。

#### (1) 指定管理者として非公募とした合理的な理由

平成 22 年度包括外部監査における 結果及び意見の概要		所管課又は法人の対応状況の説明
意見	市は指定管理者の選定において、公募を行うことを原則としている。公募を行う趣旨とし	高齢者の就労支援、生きがい施策等において、自転車駐車場がシルバー人材センターを通じてこれまでに果たしてきた大

<p>て、多様化・高度化する市民ニーズへのより効率的・効果的な対応を図るために、競争原理による市民サービスの向上と管理コストの削減・行政経費の削減を期待できるところにある。高齢者施策の一環として合理的な理由により非公募で選定するよりも、高齢者施策であることを評価点に加え、公募により指定管理者として選定することで客観性と公平性が高まることやその他団体と比較できるなどの利点があるため、公募により選定を行うことも検討するべきであると考えられる。</p>	<p>きな役割に鑑み、これからも引き続き、特定により指定管理者の選定とすることが適当と考えます。</p>
---	--

(現在の状況)

所管課の対応は、高齢者の雇用機会の提供という政策上の観点からは一定の合理性を認めうるが、非公募による指定管理者の選定は、競争原理が機能しないことからコスト削減やサービスの充実等、効率的な施設運営への意識が働きにくい。

指定管理料も年額約 2 億円と決して低いものではないため、施策上の観点を優先するのであれば、民間委託による場合のコスト試算額との比較検討を行うなど、競争原理の利点を損なわない業務の委託方法を検討する必要がある。

## 【 5 】 各団体に対する事項 4 : 公益財団法人枚方市文化財研究調査会

### 1 . 団体の概要

#### ( 1 ) 事業概要

所管部署	教育委員会事務局社会教育部文化財課	
設立目的	埋蔵文化財、民俗文化財、その他の文化財の研究調査、保護及び活用等に関する事業を行い、枚方市民の文化財保護に関する理解を深め、もって市民の文化活動等の振興に寄与すること	
設立年月日	昭和 53 年 11 月 1 日	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財調査事業</li> <li>・ 民俗文化財の収集、研究調査事業</li> <li>・ 旧田中家鋳物民俗資料館の管理運営事業</li> <li>・ 旧田中家鋳物民俗資料館内体験工房主催事業</li> <li>・ 文化財の普及・啓発・保護事業</li> </ul>	
出資・出捐状況	基本財産（資本金）	20,000 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	3,000 千円（15%）
	他の出資者（出資割合）	17,000 千円（85%）

当法人は昭和 47 年 12 月任意団体枚方市文化財調査団として事業を開始し、昭和 53 年 11 月、財団法人枚方市文化財研究調査会として設立された。

枚方市内の埋蔵文化財発掘調査を手がけており、近年では禁野本町遺跡、九頭神遺跡などの発掘調査を実施している。一方で、旧田中家関係の鋳物資料等の民俗文化財調査も実施しており、これらの成果は調査報告書として市民へフィードバックされている。

旧田中家鋳物民俗資料館の指定管理者として、同館の管理運営も行っており、平成 24 年 3 月に公益認定を受け、4 月 1 日に公益財団法人へ移行している。

## ( 2 ) 運営状況・財政状態

## 運営状況

( 単位：円 )

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益計	269,287,838	206,700,906	158,427,945
(うち事業収益)	236,208,922	198,300,041	148,431,262
経常費用計	259,033,734	204,931,639	154,573,441
(うち事業費用)	233,264,404	184,758,138	141,696,803
当期経常増減額	10,254,104	1,769,267	3,854,504
当期経常外増減額	-	1,703,936	233,095
当期一般正味財産増減額	10,254,104	65,331	3,621,409
当期指定正味財産増減額	-	-	-

## 財産の状況

## 貸借対照表

平成25年3月31日 現在

( 単位：円 )

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
1、流動資産		1、流動負債	
現金預金	34,549,622	未払金	41,877,535
未収金	46,057,964	預り金	871,497
有価証券	30,354,001	賞与引当金	2,026,611
流動資産合計	110,961,587	流動負債合計	44,775,643
2、固定資産		2、固定負債	
基本財産		退職給付引当金	48,953,911
定期郵便貯金	10,000,000	固定負債合計	48,953,911
定期預金	10,000,000		
基本財産合計	20,000,000	負債合計	93,729,554
その他固定資産		正味財産の部	
建物	728,212	1、指定正味財産	
車両運搬具	1,575,889	指定正味財産合計	-
什器備品	1,697,894		
電話加入権	577,353	2、一般正味財産	41,811,381
その他固定資産合計	4,579,348	(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)
固定資産合計	24,579,348	正味財産合計	41,811,381
資産合計	135,540,935	負債及び正味財産合計	135,540,935



## ( 3 ) 市との取引関係

( 単位 : 円 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>【補助金】</b>			
活動補助金	4,773,116	8,273,745	9,498,366
<b>【受託料】</b>			
発掘調査事業受託収益	138,241,192	134,950,599	90,355,249
文化財保護事業受託収益	43,466,522	29,212,954	34,142,997
体験工房主催事業受託収益	3,622,809	3,622,809	3,441,585
<b>【指定管理料】</b>			
指定管理事業受託収益	17,759,619	19,490,019	18,084,069
合計	207,863,258	195,550,126	155,522,266
当団体経常収益計に 占める割合	77.2%	94.6%	98.2%

## ( 4 ) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	3	3	-
	市OB	-	-	1
	その他	5	5	7
役員に係る人件費総額(千円)		-	2,989	4,123
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	1	1	1
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員	5	3	4
	固有契約職員(常勤)	3	4	4
	固有契約職員(非常勤)	2	2	2
職員人件費総額(千円)		59,517	52,330	53,026
人員数合計(人)		19	18	19
人件費合計(千円)		59,517	55,319	57,149

## ( 5 ) 主要事業の概況

## 埋蔵文化財調査事業(受託事業)

枚方市からの受託業務として、枚方市内における埋蔵文化財の発掘調査、出土遺物の整理等事業の実施、史跡再整備事業に伴う確認調査の実施のほか、過去に

実施した発掘調査にかかる報告書の作成などを行っている。

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	206,084,321	170,953,529	121,998,443
事業支出	207,254,965	171,212,854	122,008,394
発掘調査等件数	発掘調査 7 件 確認調査 5 件 立会調査 8 件	発掘調査 4 件 確認調査 5 件 立会調査 3 件	発掘調査 3 件 確認調査 5 件 立会調査 4 件

#### 民俗文化財の収集、研究調査事業（受託事業）

枚方市からの受託業務として、基本的には寄贈依頼に対応するかたちで、民俗文化財の収集・調査及び研究を行い、資料として保存及び活用できるように整備している。また、民俗文化財の活用として、これらの文化財を指定管理施設で展示するほか、他の市内資料館や大学などへの貸出を行っている。

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	3,560,394	2,585,603	3,224,145
事業支出	3,560,394	2,591,275	3,464,468

#### 旧田中家鋳物民俗資料館の管理運営事業（指定管理による受託事業）

指定管理者として、旧田中家鋳物民俗資料館の管理運営を行っている。これは枚方市内で近世以前より鋳物業を営んできた田中家から寄贈された鋳物工場及び主屋を枚方市が移築復元し、展示施設として公開・活用しているものである。さまざまな民俗資料を展示するのみでなく、体験工房や講座も開催している。

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	17,821,926	19,545,997	18,132,851
事業支出	16,737,339	18,773,677	17,274,726
利用者数	9,145 人	9,937 人	10,842 人



旧田中家鋳物民俗資料館



同

## 2. 意見

### (1) 業務実施完了に係る報告書の提出期日を遵守すべき(意見番号 21)

旧田中家鋳物民俗資料館の指定管理業務の協定書において、毎年度終了後 60 日以内での事業報告書の提出が求められる。しかしながら、当法人の平成 22 年度の事業報告書の提出は平成 23 年 5 月 31 日と 61 日が経過しており、協定書で定められている期限を過ぎている。当法人が事業報告書等の各種報告書を提出する場合、あらかじめ定められた期限内に提出する必要がある。

### (2) <市及び団体に対する意見> 市貸与備品について定期的の実査すべき(意見番号 22)

当法人が市から受託している旧田中家鋳物民俗資料館の指定管理業務に関し、備品の実査については、協定書上明記されていないため、指定管理者である当法人は実査を行っていないが、管理者の責任として実査を実施し、資産の状態を定期的に確認すべきである。特に、本年度(平成 25 年度)は、指定管理期間の最終年度であるため、市は指定管理者に対して実査をさせるなどして、市の所有する備品が指定管理期間中に紛失していないかどうか調査させるべきである。

## 3. 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置

平成 21 年度の包括外部監査「枚方市教育委員会が所管する教育行政の組織及び運営に関する事務の執行について」では、枚方市文化財研究調査会に関して指摘がなされている。現在までに措置されていない又は引き続き対応が望まれる事項は次のとおりである。

### (1) 発掘調査業務に係る将来負担について

平成 21 年度包括外部監査における 結果及び意見の概要		所管課又は法人による対応状況の説明
意見	過年度実施の調査現場の 8 割以	平成 25 年度は、引き続き平成 23 年度から

<p>上について報告書が未作成となっている。歴史的重要性の高いものが報告書作成の対象となるが、相当の労力とコストを要するため予め作成が想定されることから、報告書作成に向けて計画的に整理を行うべく進捗管理すべきである。また、早急に試算し、計画的に報告書を作成するための予算化が必要である。さらに、調査会が管理している弥生時代の復元住居及び移設住居跡のうち復元住居についてはかやぶき屋根の計画的修繕が必要であるが、現状、予算の関係で補修はされていない。これについても予算化のための修繕計画を策定する必要がある。</p>	<p>進めている禁野本町遺跡の未報告調査の報告書作成の作業を進めていきます。また、平成 25 年度は未報告調査遺跡遺物整理のための臨時職員の賃金が予算化され、本格的に着手が可能となりましたが、継続的な予算化に向けた作成計画の策定を検討します。</p> <p>復元竪穴住居のかやぶき屋根については、直近で平成 15 年度に半面の葺き替えを行っていますが、現状では全面葺き替えが必要となっており、全面葺き替えの予算要求を行なっています。全面葺き替えを実施後、適切な維持管理を行なっていくため修繕計画の策定を検討します。</p>
---	---

(現在の状況)

平成 25 年度の当監査実施時点までに禁野本町遺跡(周辺を含む)の報告書が一部完成しているが、その他については予算が不十分であることから依然として報告書の作成は進んでいない。現状は、報告書未作成の調査現場について、報告書作成の単位等について検討している段階である。したがって、今後も引き続き計画的に報告書の作成を検討・実施する必要がある。

また、復元住居のかやぶき屋根の補修については、上記記載の通り予算を取る方向で引き続き対応しているとのことである。しかし、報告書提出日現在においては予算措置されていないことから、約 10 年前の改修後、未だに改修されておらず、日々劣化が進んでいる。下の写真のとおり、かやぶき屋根は崩れ始めており明らかに補修が必要な状態である。小学生等の社会見学、市民の見学時に事故等が発生するリスクがあることからすれば、当該かやぶき屋根の修繕計画を策定し、引き続き予算を取る方向で対応していかなければならない。また、当該補修について今後、予算措置され修繕ができたとしても、復元住居の構造上、今後も定期的な修繕が発生する可能性がある。そのため、単に市の予算に頼るだけでなく、例えば、寄付を募ったり、大人は有料にしたりするなどして、今後の修繕資金を確保する手段の検討も有用であると考え

なお、修繕実施には約 500 万円の費用が必要となることを見込まれている。



復元住居（正面）



復元住居（崩れ部分）

## 【6】各団体に対する事項5：公益財団法人枚方体育協会

### 1. 団体の概要

#### (1) 事業概要

所管部署	教育委員会事務局社会教育部スポーツ振興課	
設立目的	市民の体力向上とアマチュアスポーツの普及をはかり、あわせて各種スポーツ団体の組織の充実とスポーツ施設の利用環境の整備を推進し、市民スポーツの振興に寄与すること	
設立年月日	昭和22年11月1日	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ大会事業</li> <li>・スポーツ啓発事業</li> <li>・スポーツ施設活用事業</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ運営・支援事業</li> <li>・利用者の利便性向上事業</li> <li>・スポーツ施設管理運営事業</li> </ul>	
出資・出捐状況	基本財産（資本金）	2,500千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	1,000千円（40%）
	他の出資者（出資割合）	1,500千円（60%）

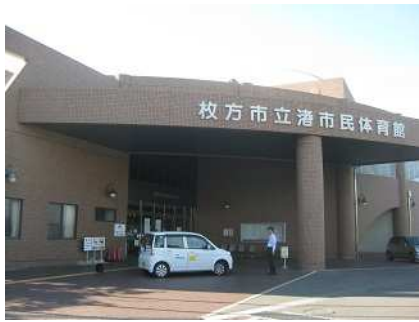
昭和22年に4つの任意団体で設立され、昭和49年に王仁公園プールの完成をひかえて昭和45年より委託を受けていた野外活動センターの運営と将来建設予定のスポーツ施設の委託にも備えるため、任意団体から法人化された。

平成22年7月、公益財団法人に移行し、現在は25種目の団体が加盟している。

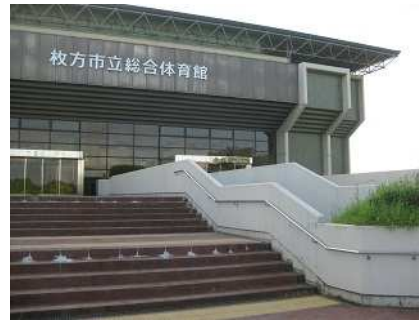
法人化以後も長きにわたり、野外活動センターをはじめとし、公園有料施設、渚市民体育館、総合スポーツセンター等、枚方市内のスポーツ施設の全般的な管理運営を行ってきた。

市スポーツ振興課が関与する各種事業の実施や管理運営の他、総合型地域スポーツクラブ育成事業や、利用者の利便性向上を目的とした物品販売、高齢者健康スポーツ教室事業（高齢社会室委託事業）、公園有料施設等管理運営（公園みどり課委託事業）等の事業も行っている。

現在、渚市民体育館・総合スポーツセンターの指定管理者として管理運営を行っている。



渚市民体育館



総合スポーツセンター

( 2 ) 運営状況・財政状態

運営状況

( 単位：円 )

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益計	280,533,491	350,863,426	348,396,153
(うち公益目的事業)	170,247,734	239,928,792	238,738,304
経常費用計	279,624,532	349,366,614	349,342,282
(うち公益目的事業)	173,798,382	240,995,471	242,829,943
当期経常増減額	908,959	1,496,812	946,129
当期経常外増減額	401,125	-	-
法人税等	872,000	569,500	115,800
当期一般正味財産増減額	438,084	927,312	1,061,929
当期指定正味財産増減額	-	-	-

(注)平成 22 年度は、公益法人への移行時であり、会計期間は 7/1～3/31 (9ヶ月) である。

財産の状況

貸借対照表

平成25年3月31日 現在

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
1、流動資産		1、流動負債	
現金預金	54,222,976	未払金	36,605,686
未収金	3,682,524	未払消費税等	1,780,700
前払金	1,131,920	未払法人税等	115,800
立替金	188,539	前受金	1,402,000
商品	410,752	預り金	1,692,030
流動資産合計	59,636,711	流動負債合計	41,596,216
2、固定資産		2、固定負債	
基本財産		退職給付引当金	95,637,295
投資有価証券	2,500,000	固定負債合計	95,637,295
基本財産合計	2,500,000		
		<b>負債合計</b>	<b>137,233,511</b>
特定資産		<b>正味財産の部</b>	
職員退職給付引当資産	95,637,295	1、指定正味財産	
運営活動備金積立資産	4,517,110	寄付金	2,000,000
交流基金積立資産	3,623,826	指定正味財産合計	2,000,000
スポーツ基金積立資産	3,581,333	(うち基本財産への充当額)	2,000,000
春日テニスコート積立資産	1,766,000	(うち特定資産への充当額)	-
H K S C 積立資産	13,181,971		
体育協会記念事業積立資産	3,000,000	2、一般正味財産	49,819,678
特定資産合計	125,307,535	(うち基本財産への充当額)	500,000
		(うち特定資産への充当額)	29,670,240
その他固定資産		<b>正味財産合計</b>	<b>51,819,678</b>
車両運搬具	101,056		
什器備品	415,887	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>189,053,189</b>
ソフトウェア	1,092,000		
その他固定資産合計	1,608,943		
固定資産合計	129,416,478		
<b>資産合計</b>	<b>189,053,189</b>		

(3) 市との取引関係

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>【補助金】</b>			
市民スポーツ振興事業補助金	33,376,812	33,391,416	33,707,669
民間スポーツセンター施設等 開放事業補助金	4,583,529	4,779,452	3,457,198
体育協会活動補助金	13,238,790	13,190,775	13,266,372
<b>【受託料】</b>			
王仁公園プール管理運営委託	34,697,132	33,924,000	33,938,512
公園有料施設管理等委託	30,033,335	30,053,000	29,580,000
総合体育大会等事業運営委託	27,961,572	28,296,000	28,591,000



野外活動センター業務委託	24,786,327	24,788,000	24,788,000
その他受託料収入	10,952,054	11,729,298	10,611,961
【指定管理料】			
渚市民体育館	40,117,750	40,630,000	40,343,000
総合スポーツセンター	51,334,000	51,523,000	51,479,000
合計	271,081,301	272,304,941	269,762,712
当団体経常収益計に占める割合(注)	72.5%	77.6%	77.4%

(注) 平成22年度は、公益法人への移行時であり、会計期間が7/1～3/31(9ヶ月)であるため、市の取引額(年間)に3/4を乗じたものを経常収益で除すことで当団体経常収益計に占める割合を算定している。

#### (4) 役職員の状況

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
役員数 (人)	市職員	-	-	-
	市OB	1	1	1
	その他	17	17	17
役員に係る人件費総額(千円)		4,933	4,850	4,853
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	13	13	13
	固有職員(非常勤)	2	3	3
職員人件費総額(千円)		113,968	118,143	121,150
人員数合計(人)		33	34	34
人件費合計(千円)		118,901	122,993	126,003

#### (5) 主要事業の概況

##### スポーツ大会事業

枚方市からの受託事業として総合体育大会や陸上競技大会を開催し、大会運営を行うとともに選手を派遣している。また、主催事業としてハーフマラソン等を開催しているほか、四万十市等の友好都市との定期交流事業も行っている。

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	25,030,500	24,626,230	25,014,460
事業支出	25,078,366	24,586,115	23,944,314
参加者数	6,034 人	6,958 人	6,720 人

#### スポーツ啓発事業

主催事業として、女性や高齢者等のさまざまな利用者を対象としたスポーツ教室や講習会を実施するとともに、枚方市からの受託事業としてトップアスリートとの交流事業等を開催している。また、スポーツボランティア、インストラクターの育成、派遣事業も行っている。

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	8,886,250	9,776,600	9,576,500
事業支出	11,430,968	10,435,612	15,803,566
参加者数	11,551 人	12,384 人	12,671 人

#### スポーツ施設活用事業

指定管理者として、渚市民体育館や総合スポーツセンターの管理運営、施設を活用したスポーツ教室の開催を含む開放業務を実施している。また、民間施設等活用推進協議会加盟企業のスポーツ施設の貸与事業を行っている。

(単位：円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
事業収入	101,883,181	103,077,452	103,364,570
事業支出	100,051,560	102,916,453	101,404,236
利用者数	383,848 人	388,727 人	385,667 人

## 2. 監査の結果

### (1) 使用料の期限内の納付を徹底すべき(結果番号10)

使用料の徴収・還付に関する委託契約書第7条では、渚市民体育館及び総合スポーツセンターの使用料を体育協会が徴収した場合は、当該徴収を行った日から5営業日以内に枚方市に納付することとされている。

しかしながら、サンプルで往査日直近の納付書を閲覧したところ5営業日以内の納付がなされていないものがあった(例:平成25年度において、渚市民体育館の8月11日~8月12日分使用料84,160円が8月19日に納付されていた)。

委託契約書に反して当法人が徴収した使用料を即時に納付しないことにより、現金の不正流用や紛失等のリスクが増大する。

契約に基づき、速やかに使用料を枚方市へ納付する必要がある。

### (2) 備品の管理について(結果番号11及び12)

#### 当法人所有の備品の実査を実施すべき(結果番号11)

所有する備品が不正に流用されたり紛失することを防ぐために備品台帳と現物との定期的な照合(実査)を実施することが求められる。

しかしながら、当法人は備品台帳と現物との定期的な照合について規程等の取り決めがないこともあり、実施していなかった。

今回の監査において、備品台帳より任意にサンプルを抽出し現物との照合を行ったところ、備品1点(パソコン)についてすでに廃棄済みであり、現物がないにもかかわらず備品台帳に登載されたままであった。また、当該備品も含め備品台帳の購入金額欄が記載されていないものが散見された。

このような廃棄処理漏れを早期に発見するためにも、今後定期的な実査を実施すべきである。また、この実査の実施についての規程等を整備すべきである。さらに、備品更新時の参考にするためにも、備品台帳の購入額欄の金額記載を徹底することが望まれる。

#### <市及び団体に対する結果>市貸与備品の実査(現物との照合)を実施すべき(結果番号12)

枚方市物品管理規則第13条によれば、「物品管理者は、備品表示票、焼印、ペイントその他の方法により、その所管に係る物品について枚方市の物品である旨の表示をしなければならない」とされている。

しかしながら、市所有の備品について網羅的な備品番号シールの貼付は為されておらず、備品台帳と現物との対応が不明確であった。また、備品台帳と現物との照合(実査)も実施していなかった。各備品に備品番号シールを貼付すべきである旨は平成21年度包括外部監査時にも指摘されているが、平成24年度に取得した

渚市民体育館のランニングマシン1台(837,511円)についても備品番号シールの貼付が為されておらず、措置が不十分な状況である。

備品台帳と現物との対応を明らかにし適切に備品管理するとともに、当法人所有の備品との区別を明確にするためにも、備品番号シールの貼付を徹底すべきである。また、備品の実在性を確認するため、今後定期的な実査の実施について市は協定書へ明記し、団体は定期的に実査を実施すべきである。

(3) 退職給付引当金の計上額を自己都合要支給額とすべき(結果番号13)

現在の、当法人における退職給付引当金(注)の計上方法は、前年度の引当額に当年度発生したと見込まれる退職給付費用相当額を加算し、退職者への支払金額を減算して算出するという方法である。当年度発生したと見込まれる退職給付費用相当額の計算方法は従来から継続して行われているが、その結果算出された年度末の引当額は、実際に引き当てるべき額である期末自己都合退職時の要支給額から比べて、平成24年度末時点で8,686千円不足していた。今後は、期末の退職給付引当金の計上額に自己都合要支給額を用いるべきである。

(注) 退職給付引当金：従業員等の将来の退職金のうち、一定時点においてすでに発生していると認められる債務(退職給付債務)に対して、発生主義に従って計上する引当金のこと

(4) 賞与引当金を計上すべき(結果番号14)

公益法人会計基準において、財務諸表は、発生主義に基づいて作成されることが求められている。

しかし、当法人においては、平成25年度末で、以下のとおり賞与引当金(注)の計上が行われていなかった。

勘定科目	要引当額
賞与引当金	7,510千円

当法人の給与規程において、6月の賞与は、前年度の12月～当年度の5月の勤務に対応する賞与である旨、明記されている。そのため、期末決算時においては、その時点ですでに発生していると考えられる12月～翌3月までの4ヶ月分相当額の賞与を認識し、引当計上する必要がある。

(注) 賞与引当金：従業員等に翌期に支払う賞与のうち、当年度にすでに発生していると認められる労働に対する対価に対して見積り計上する引当金のこと

(5) 業務実施完了に係る報告書の期日を遵守すべき(結果番号15)

当法人が報告書を提出する場合は、協定書等に定めた期限内に報告書を提出し

なければならない。また、報告書を受領する場合についても、定められた期限内に受領できるよう先方を指導するなどしなければならない。

しかしながら、指定管理業務に係る当法人の報告書の提出が協定書上定められた期限後となっているものが発見された（注1）。また、上記以外にも当法人が業務完了後に、委託先から受領する報告書があらかじめ定められた期限後となっているものも発見された（注2）。

今後は、あらかじめ定められた期限内に業務実施完了に係る報告書を提出、受領することが求められる。

（注1）指定管理業務

業務名称	渚市民体育館管理運営業務	総合スポーツセンター管理運営業務
提出先	枚方市	枚方市
指定管理期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日 （ただし、該当年度は平成22年4月1日～平成23年3月31日）	平成21年4月1日～平成26年3月31日 （ただし、該当年度は平成22年4月1日～平成23年3月31日）
報告期限	毎年度終了後60日以内	毎年度終了後60日以内
報告書提出日	平成23年5月31日（61日後）	平成23年5月31日（61日後）

（注2）上記以外の業務

業務名称	王仁公園清掃業務委託
委託先	公益社団法人枚方市シルバー人材センター
契約期間	平成23年7月1日～平成23年8月31日
報告期限	委託業務完了後10日以内
報告書受領日	平成24年3月31日（213日後）

### 3. 意見

（1）券売機内のつり銭の現物確認結果にかかる証跡を残すべき（意見番号23）

渚市民体育館及び総合スポーツセンターの使用料は券売機で徴収しており、この券売機内のつり銭（注）について1ヶ月に1度、定期的の実査を実施しているものの、その実査結果が誰により実施、承認が行われたか、実際に一致が確認できたのか等の記録（痕跡）が残されていない。

券売機内の現金の出金及び納付事務の実施者は館長に限られているものの、夜間担当者（4名、日替わり）が、当日売上分の記録（ジャーナル）の出力のため、毎日券売終了（20時30分）後に券売機を開けており、券売機からの出金が可能な状況にある。また、市への納付のための出金時は出金額を手入力することにより

入力額が出金されるため、たとえ不正な出金等によりつり銭部分が不足していても、日々の出金時には発見されない。そのため、定期的な実査が適切に実施されないと、つり銭部分の不足が発生した場合に、その発見が遅れるおそれがある。

したがって、責任の所在を明確にするため定期的な実査の実施を徹底し、券売機内のつり銭の不正流用等による不足を防止するために、実査を実施した際には、実施者及び査閲者の押印を行う等、その証跡を残すべきである。

(注) 券売機内に保有するつり銭は、常時、総合スポーツセンターでは 22 万円、渚市民体育館では 16 万 6 千円としている。

#### 総合スポーツセンター・渚市民体育館の使用料収納事務手順

	使用者は施設等を使用する際に、券売機から使用料分の「利用券」を購入し受付へ提出する。
	体育協会は券売終了後（20時30分）後に、券売機から当日売上分の記録（ジャーナル）を出力し、それをもとに当日の日計・使用料等日計表兼徴収簿を作成し、徴収された利用券と突合する。
	体育協会は「使用料等日計表兼徴収簿」を基にスポーツ振興課へ月次報告するため「使用状況報告書」を作成する。
	市への納入するため、体育協会は数日分の徴収金額をとりまとめて、金融機関へ「納入通知書兼領収書」とともに入金する（館長が実施）。 <b>出金はジャーナルを基に出金額を手入力するため、つり銭部分が不足していても出金時には発見されない。</b>
	金融機関から会計課を通じて送付される「納入済通知書」を基にスポーツ振興課で調定の事務処理を行っている。この際、体育協会より提出されるジャーナル及び使用料等日計表兼徴収簿との突合がなされる。

#### 4. 過年度の包括外部監査報告書における指摘事項に対する措置

平成 21 年度の包括外部監査「枚方市教育委員会が所管する教育行政の組織及び運営に関する事務の執行について」では、枚方体育協会に関して指摘がなされている。現在までに措置されていない又は引き続き対応が望まれる事項は次のとおりである。

##### (1) 総合スポーツセンターの会議室等の利用率について

平成 21 年度包括外部監査における結果及び意見の概要		所管課又は法人による対応状況の説明
意見	会議室の利用が低迷している。会議室の使用目的を多目的に変更したことから、キッズダンス等での利用が増えつつあるが、利用率は依然として低い。現状	会議室の利用促進については、指定管理者の提案事項で、会議室を文化的な教室等の利用も可能にすることにより、稼働率の向上に努めています。空手やダンスなど少人数でも活動できるスペースとし

<p>の利用率を鑑みると市民のニーズにあった施設運営が行われているかについて疑念が残る。</p> <p>市及び指定管理者である体育協会において、会議室の利用率向上を図るべく、既存の使用目的にとらわれない、新たな使用方法を視野に入れた使用方法を視野に入れた対策も検討すべきである。</p>	<p>て会議室をPRし、結果少しずつですが使用者が増加傾向にあります。また、文化活動の橋渡しとして、フラワーアレンジメントや季節や流行に合わせたテーマでのカルチャースクールの開催を展開しており、文化団体の発足の手助けになればと考えております。今後もPR活動の拡充や各種教室の開催など、稼働率向上を図っていきます。また、新たな方策として近隣の民間会社の新入社員研修や定期的な会議や子どもたちの休み期間（春休み・夏休み・冬休み）の教室開催などを取り入れることも視野に入れ、使用率・料金収入の増加を目指していききたいと思います。</p>
---	---

（現在の状況）

下記表のとおり、平成21年度包括外部監査時に課題となっていた会議室の利用率は、第一会議室に関しては平成20年度と比較し8.4ポイント増加の20.4%に、第二会議室に関しては平成20年度と比較し8.6ポイント増加の26.2%と向上している。しかし、依然として会議室の稼働率は低い状況にあり、健康増進のセミナーの実施や少人数による卓球での利用など新たな利用方法を視野に入れた対策も検討するとともに関連施設等での貼紙やホームページ上での広告など市民への周知を図り、利用率の向上に努めていく必要がある。

利用率の現状

（単位：％）

施設	平成24年度 （年平均）	平成20年度 （年平均）
メインアリーナ	98.5(+1.6)	96.9
第一武道場	97.4(+2.5)	94.9
第二武道場	91.2(+9.6)	81.6
第一会議室	20.4(+8.4)	12.0
第二会議室	26.2(+8.6)	17.6
サブアリーナ	85.2(+1.7)	83.5
卓球室	92.9(+2.2)	90.7
トレーニング室	96.5(+1.1)	95.4

( 2 ) 総合スポーツセンター陸上競技場の会議室等の利用率について

平成 21 年度包括外部監査における 結果及び意見の概要		所管課又は法人による対応状況の説明
意見	<p>会議室の利用が低迷している。現状の利用率を鑑みると市民のニーズにあった施設運営が行われているかについて疑念が残る。</p> <p>市及び指定管理者である体育協会において、会議室の利用率向上を図るべく、既存の使用目的にとらわれない、新たな使用方法を視野に入れた使用方法を視野に入れた対策も検討すべきである。</p>	<p>陸上競技場の会議室の利用率が低い最大の原因は立地上の問題（総合スポーツセンター体育館会議室が隣接）及び知名度の問題（陸上競技場に貸出用会議室があること自体知らない人が多い）であると推測されます。現在は、クラブ活動で使用している市民が多いので練習前後のミーティングとして使用していただき、使用率の向上に努めています。今後は練習中の休憩室としての使用や、講習会などといった使用方法も視野に入れ、使用率・料金収入の増加を目指していきたいと思ます。</p>

( 現在の状況 )

下記表のとおり、平成 21 年度包括外部監査時に課題となっていた会議室の利用率は、平成 20 年度と比較し 7.9 ポイント増加の 12.8%と向上している。しかし、依然として会議室の稼働率は低い状況にあり、健康増進のセミナーの実施や少人数による卓球での利用など新たな利用方法を視野に入れた対策も検討するとともに関連施設等での貼紙やホームページ上での広告など市民への周知を図り、利用率の向上に努めていく必要がある。

利用率の現状

( 単位 : % )

施設	平成 24 年度 ( 年平均 )	平成 20 年度 ( 年平均 )
陸上競技場	96.7 ( 0.5 )	97.2
会議室	12.8 (+7.9)	4.9

( 3 ) 自主事業に係る補助金支給のあり方について

平成 21 年度包括外部監査における 結果及び意見の概要		所管課又は法人による対応状況の説明
意見	<p>体育協会では、枚方市民間施設開放事業を行っており、当該業</p>	<p>スポーツ振興課と協議中です。</p>



	<p>務にかかる人件費が補助対象とされている。しかし、当該事業は本来は市が直接実施すべき事業である。</p> <p>したがって、当該事業は官民一体で行う事業を推進していくにあたり、本来、市が担うべき業務を費用対効果の観点から体育協会が替わって、担っていることから、体育協会としては委託事業として位置づけるべきである。</p>	
--	--	--

(現在の状況)

平成 21 年度包括外部監査実施時に問題となった民間施設開放のための受付業務にかかる人件費等を補助対象とするか、委託事業と位置づけるかについては現在も検討中であり、平成 21 年度包括外部監査実施時から状況に進展はない。現在スポーツ振興課と協議中とのことであるが、包括外部監査指摘時より約 4 年が経過しており、本来市が実施すべきであるという事業の性質や契約事務等を体育協会が行うことによる事務効率化のメリット等を考慮したうえで、早急に一定の結論を下すべきである。

(4) 市所有の固定資産の管理について

	平成 21 年度包括外部監査における結果及び意見の概要	所管課又は法人による対応状況の説明
結果	<p>市所有の固定資産について、通常、市の固定資産に貼り付けられている物品管理のための資産番号等が付されたシールが貼り付けられていなかった。</p> <p>体育協会で管理保管している物品も市所有の固定資産であることに変わりはなく、市の規則に従い適切に管理することが望まれる。また、定期的な現物の実在性を確認することが望まれ</p>	<p>指定管理施設はモニタリング・立ち入り調査を行い、老朽化したものや不足した備品については備品台帳で管理しています。新たな備品はシステムで管理し備品番号シールを添付しています。以前購入した備品で備品シールの剥がれているものについては平成 21 年度末に台帳チェックし改善を行いました。定期的な現物との照合は、今後、年度末に行います。</p>

る。	
----	--

(現在の状況)

結果番号 12 ( 2 . ( 2 ) ) ( 78 ページ ) 参照。

( 5 ) 市の将来負担について

平成 21 年度包括外部監査における 結果及び意見の概要		所管課又は法人による対応状況の説明
意見	総合スポーツセンター(体育館)を視察したところ随所に老朽化した箇所が見受けられた。修繕すべき箇所を放置することになると全面的建替にもなりかねない事態になる可能性があるため、早急に修繕計画を算定すべきである。	平成 23 年 4 月策定の市有建築物保全計画に沿って、中長期的観点から、老朽化した施設の計画的な整備を行っております。 また、リストアップした整備必要箇所に優先順位をつけ、施設整備室と協議し、予算要求を行っております。

(現在の状況)

利用者の人身に危険が生じている場合などの緊急工事対応を実施する事例はあるものの、予算が確保できないといった理由により当法人が管理している施設、特に老朽化の激しい総合スポーツセンター(体育館)の修繕工事はあまり進んでいない(写真参照)。これらの施設の老朽化は不慮の事故などを誘引するおそれもあるため、今後も適切に設備の老朽化状況を把握し、優先順位をつけた上で予算化を図る必要がある。



出入り口階段・床のタイルの剥がれ



練習用トラックの剥がれ

【 7 】各団体に対する事項 6 : 株式会社エフエムひらかた

1 . 団体の概要

( 1 ) 事業概要

所管部署	政策企画部広報課	
設立目的	放送法に基づく超短波放送事業等の事業を営むこと	
設立年月日	平成 8 年 7 月 1 日	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送法に基づく超短波放送事業</li> <li>・ 放送番組の制作及び販売</li> <li>・ 放送時間の販売</li> <li>・ 出版物の刊行及び販売</li> <li>・ 各種イベントの企画及び開催又は開催の代行に関する事業</li> <li>・ 放送に関する人材育成事業</li> <li>・ 広告代理業</li> <li>・ 放送に関する機器のレンタル及び販売</li> </ul>	
出資・出捐状況	基本財産（資本金）	130,000 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	39,000 千円（30%）
	他の出資者（出資割合）	91,000 千円（70%）

当法人は、平成 9 年に大阪府内で 4 局目のコミュニティ FM 放送局として開局し、24 時間放送を行っている。

平成 15 年 1 月、まちの玄関口である京阪電鉄枚方市駅東改札口前（市民ふれあいセンター内）にガラス張りのサテライトスタジオ（愛称「ミルスタ」）をオープンし、毎日生放送を開始。その後、平成 21 年 11 月にはインターネットラジオを開始した。平成 25 年 1 月、枚方市駅中央改札口前コンコースに、新たなリスナーとスポンサーの獲得をめざしサテライトスタジオ（駅なか Studio779）を移転した。当スタジオより毎日 6～8 時間程度の公開生放送を行っている。また、東日本大震災後は、枚方市民のコメントを募集し、被災地のコミュニティ放送局へ届け、放送してもらうなど、他のコミュニティ放送局との連携も図っている。



( 駅なか Studio779 )

( 2 ) 運営状況・財政状態

運営状況

( 単位 : 円 )

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売上高	99,303,859	94,740,995	92,979,790
売上総利益	69,249,752	69,246,964	65,963,910
営業利益	15,336,636	10,264,184	15,572,641
経常利益	16,074,938	9,528,538	15,638,434
税引前当期純利益	16,074,938	9,287,901	15,135,808
法人税等	7,100,000	4,258,300	6,706,300
当期純利益	8,974,938	5,029,601	8,429,508

財産の状況

貸借対照表

平成25年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【149,235,992】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【10,840,561】</b>
現金預金	130,342,042	前受金	290,000
貯蔵品	218,000	預り金	391,292
立替金	17,820	未払費用	4,882,569
未収入金	18,632,180	未払法人税等	4,572,200
前払費用	25,950	未払消費税等	704,500
<b>【固定資産】</b>	<b>【35,910,797】</b>	<b>【固定負債】</b>	
(有形固定資産)	(34,799,317)		
設備造作	8,642,116		
構築物	19,920,400		
機械装置	6,117,325		
車両運搬具	116,871		
什器備品	2,605		
(無形固定資産)	(661,480)		
電話加入権	661,480		
(投資等)	(450,000)		
出資金	180,000		
保証金	270,000		
		<b>負債合計</b>	<b>10,840,561</b>
		純資産の部	
		<b>【株主資本】</b>	<b>【174,306,228】</b>
		<b>【資本金】</b>	<b>【130,000,000】</b>
		(利益剰余金)	(44,306,228)
		(その他利益剰余金)	(44,306,228)
		繰越利益剰余金	44,306,228
		<b>純資産合計</b>	<b>174,306,228</b>
<b>資産合計</b>	<b>185,146,789</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>185,146,789</b>

(3) 市との取引関係

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
<b>【受託料】</b>			
番組制作・放送委託料	67,300,000	66,600,000	65,934,000
その他委託料	1,977,775	2,460,220	1,720,680
合計	69,277,775	69,060,220	67,654,680
当団体売上高に 占める割合	69.8%	72.9%	72.8%

(4) 役職員の状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
役員数			
(人)			
市職員	2	2	2
市OB(注)	1	-	1
その他	7	7	6
役員に係る人件費総額(千円)	-	-	-
職員数			
(人)			
市派遣職員	-	-	-
市OB職員(注)	(1)	1	(1)

	市兼務職員	-	-	-
	固有職員（常勤）	6	6	6
	固有職員（非常勤）	-	-	-
職員人件費総額（千円）		31,178	36,504	28,766
人員数合計（人）		16	16	15
人件費合計（千円）		31,178	36,504	28,766

（注）平成 22 年度、平成 24 年度の市 0B 職員各 1 名は役員も兼務（役員数欄に含んでいる）しているため、「人員数合計」には加算していない。

## （５）主要事業の概況

### 放送事業

コミュニティ放送局としての番組制作及び放送を行う。特に枚方市からの委託料収入が約 7 割を占め、市や市民の活動情報などのエフエム放送による情報提供を行う番組制作及び放送を行うとともに、災害時の緊急情報の提供も行う。

（単位：円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
放送収入	92,879,224	90,824,447	87,960,190
放送原価	30,054,107	25,494,031	27,015,880

## ２．監査の結果

### （１）取締役会を適時に開催すべき（結果番号 16）

会社法第 363 条第 2 項においては、取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならないと定められている。また、当法人の取締役会規則第 2 条第 2 項にも定例取締役会は、3 月に 1 回開催すると規定されている。

しかしながら、平成 24 年度における取締役会の開催は、次のとおりであり、第 79 回と第 80 回の間が 4 ヶ月以上あいていることにより、会社法及び取締役会規則に反している。

- ・ 第 76 回取締役会・・・平成 24 年 5 月 10 日
- ・ 第 77 回取締役会・・・平成 24 年 6 月 29 日
- ・ 第 78 回取締役会・・・平成 24 年 9 月 28 日
- ・ 第 79 回取締役会・・・平成 24 年 12 月 3 日
- ・ 第 80 回取締役会・・・平成 25 年 3 月 28 日

取締役会は会社の意思決定機関であるとともに各取締役の業務執行の監督機関と位置づけられる。定例取締役会は、3ヶ月に一度各取締役の執行状況を報告させるもので、これは、上記の監督の実効性を確保するためのものでもある。会社法の条文上では、罰則規定は定められていないが、取締役会不開催により、各取締役の他の取締役への執行の監督が十分にできず、これにより会社に損害が発生した場合、当該業務を執行した取締役はもとより、定例取締役会招集義務という任務を懈怠した取締役も、任務懈怠と会社の損害発生に因果関係があれば損害賠償責任（会社法第423条第1項第5号）を負うことになる可能性がある。

このように、定例取締役会の開催が遅れた場合、損害賠償責任などのリスクが生じることも考えられるため、会社法及び規則に従い定期的に取り締役会を開催しなければならない。

なお、取締役会開催に関する全般的な意見は第4【1】3.を参照。

(2) 会計規則・経理規則を制定し、適切な会計処理を行うべき（結果番号17）

会社計算規則上、計算書類は、発生主義に基づいて作成されるべきである。しかし、当法人においては、平成25年度末で、以下のとおり退職給付引当金(注1)や、賞与引当金(注2)の計上が行われていなかった。

勘定科目	要引当額
退職給付引当金	8,011 千円
賞与引当金	1,281 千円

これらの処理が実施されていない根本的な要因は、当法人に経理規則、会計規則といった会計全般に関する規程がないことによるものと思われる。今後、適正な財政状態及び経営成績を開示するためにも、会計・経理に関する規則を作成し、適切な会計処理を行う必要がある。

なお、外郭団体等における規程整備に関する全般的な意見は第4【1】2.を参照。

(注1) 退職給付引当金：従業員等の将来の退職金のうち、一定時点においてすでに発生していると認められる債務（退職給付債務）に対して、発生主義に従って計上する引当金のこと

(注2) 賞与引当金：従業員等に翌期に支払う賞与のうち、当年度にすでに発生していると認められる労働に対する対価に対して見積り計上する引当金のこと

### 3. 意見

#### (1) 個人情報保護に関する規則を制定すべき(意見番号 24)

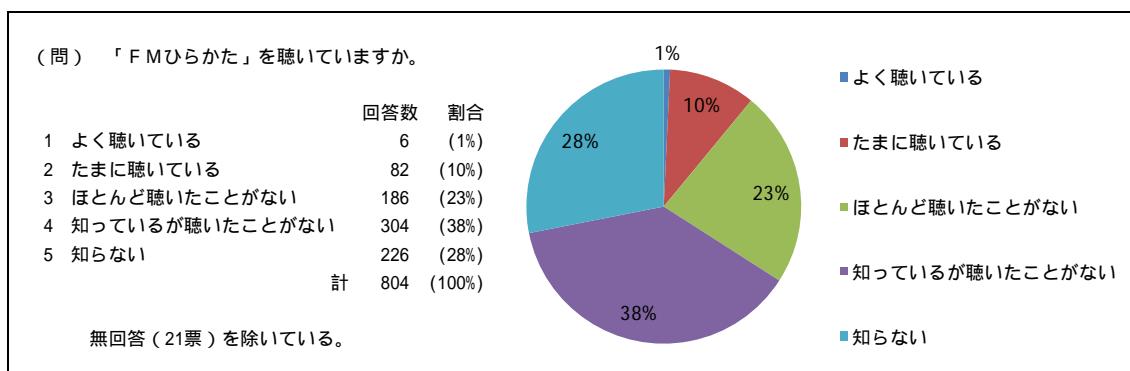
当法人はマスメディアであり、多くの個人情報を扱うこととなる。そのため、個人情報の取扱いについては慎重を要する。しかしながら、当法人には、個人情報保護に関する社内規則がない。このような社内規則を設けることにより、事業を遂行するに際して取扱う個人情報を保護し、その適切な利用や漏洩防止等を図ることが必要である。

なお、外郭団体等における規程整備に関する全般的な意見は第4【1】2.を参照。

#### (2) FMひらかたの周知率、利用率の向上を図るべき(意見番号 25)

当法人では、独自に周知率や利用率のアンケート調査等は実施していない。また、平成23年3月に枚方市が情報発信に関するアンケート調査を実施した中で、FMひらかたの周知率、利用率等についても調査し、当法人はその結果を入手しているものの、その結果を分析しての経営施策の検討などは行っていない。

上記の枚方市によるアンケート調査の結果は次のとおりである。



図のとおり、平成23年度のアンケート調査では周知率(注1)は約72%、利用率(注2)は約11%であり、ともに十分に高いとはいえない状況である。

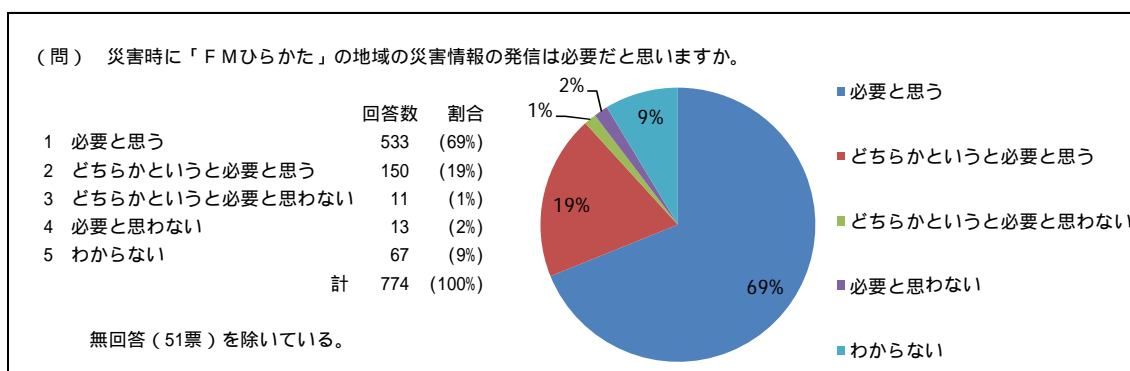
(注1) 周知率: 「よく聴いている」、「たまに聴いている」、「ほとんど聴いたことがない」、「知っているが聴いたことがない」と回答した者の割合

(注2) 利用率: 「よく聴いている」、「たまに聴いている」と回答した者の割合

コミュニティ放送局に期待される重要な役割のひとつとして、非常災害時等の地域の緊急情報の発信があげられる。非常災害時等における地域情報の発信については、上記のアンケート調査の中でも、次のとおり約88%が災害時の情報発信



が「必要と思う」又は「どちらかという必要と思う」と回答している。



この非常災害時等における情報通信メディアとしての役割を全うするためには現状の周知率では不十分であると思われるので、キャラクター等を利用した積極的な広報活動や市民参加型の番組の制作、枚方市出身の登用等によりFMひらかたの周知率、利用率のさらなる向上を図る必要がある。現在実施されている被災地との連携など、他のコミュニティ局との連携を深め協力、情報交換していくことも有用であると思われる。

また、市とも協力し定期的に利用率や周知率だけでなく視聴者のFMひらかたに求める情報・番組内容等についてのアンケート調査を実施し、利用者のニーズにより合致した番組提供に努めるとともに、上記指標についての目標設定及び目標の進捗状況の管理を実施することが望まれる。

### (3) 中期的な「経営プラン」を策定すべき(意見番号26)

当法人では、枚方市からの要請に応じ平成25年度中に策定する予定であるものの、現状としては中長期的な経営プランを策定していない。当法人では過去6年間にわたり単年度黒字が続いているものの、次の2点の経営上のリスクが存在しており、早急に中長期的な視点で経営プランを策定し、計画的に対応していくことが求められると考える。

第一に、当法人では次のとおり売上の約7割が枚方市からの業務委託料に依存しており、その減額により売上全体としても減少傾向にある。

## 収支予算（売上部分抜粋）

平成25年4月1日から平成26年3月31日

（単位：千円）

収入の部		
科目	予算額	参考 （前年度予算額）
売上高	86,739	92,656
放送収入	82,498	84,572
うち 市受託費	61,581	65,934
他営業収入	4,241	8,084

第二に、当法人の保有する設備の多くが会社設立当初に取得したものであり、耐用年数を超えている設備が多数存在する。さらに、災害時に本社以外から緊急放送を実施する設備も備えてはいるものの、本社建物（賃借）は現在の耐震基準に抵触している状況にある。そのため、今後多額の設備更新費用や建物改修費用の負担が発生するおそれがある。

特に、今後枚方市以外からの広告収入の増加へ向けた計画的な対策が必要であるほか、中期的な設備投資計画の策定し計画的に設備更新していく必要がある。

なお、中期的な経営プラン策定に関する全般的な意見は第4【1】7.を参照。

## 【 8 】 各団体に対する事項 7 : 枚方市街地開発株式会社

### 1 . 団体の概要

#### ( 1 ) 事業概要

所管部署	都市整備部都市整備推進室	
設立目的	都市再開発法で建設された、ひらかたサンプラザ 1、2、3 号館の管理運営	
設立年月日	昭和 50 年 3 月 15 日	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひらかたサンプラザの管理運営</li> <li>・ ひらかたサンプラザ内の自社所有区画の賃貸、管理</li> <li>・ 店舗の販売促進、調査研究に関する業務</li> <li>・ 保険代理業 等</li> </ul>	
出資・出捐状況	基本財産（資本金）	45,000 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	20,000 千円（44.4%）
	他の出資者（出資割合）	25,000 千円（55.6%）

当法人は本市施行の市街地再開発事業により昭和 50 年 4 月にオープンした再開発ビル（ひらかたサンプラザ 1、2、3 号館）の管理運営を行うため設立された。

建物総合管理業務のほか、当館に区分所有している所有床の賃貸業務や広告看板の賃貸業務、飲料水・煙草等の販売業、保険代理業等を行っている。

平成 20 年 4 月に近鉄百貨店が当法人の区分所有するサンプラザ 3 号館 410 号室より転出(その後、近鉄百貨店は平成 24 年 2 月に閉店している。)したことに伴い、1 億円の保証金返還が必要となり、一時、資金繰りが厳しい状況となった。しかし、「枚方市街地開発株式会社の経営改善に向けて～取り組み方針」が策定され、その後の人員削減などの経営改善努力により現在は 5 期連続で損益収支が黒字となっている。



サンプラザ 1 号館



サンプラザ 3 号館

## (2) 運営状況・財政状態

## 運営状況

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
売上高	85,076,419	81,865,182	78,082,950
売上総利益	79,976,548	77,165,268	73,815,924
営業利益	3,754,578	1,777,380	6,563,136
経常利益	5,649,507	5,804,847	8,260,907
税引前当期純利益	3,511,583	5,804,847	8,260,907
法人税等	1,000,000	2,800,000	2,183,800
当期純利益	2,511,583	3,004,847	6,077,107

## 財産の状況

## 貸借対照表

平成25年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【225,305,828】	【流動負債】	【183,193,388】
現金預金	181,574,136	未払費用	10,288,191
売掛金	1,933,897	未払法人税等	3,247,000
立替金	15,539,177	前受金	1,012,425
商品	854,707	預り金	151,619,047
前払費用	26,250	仮受金	1,000,000
未収管理費	17,264,771	保険料預り金	120,820
未収入金	5,202,070	共用部使用料	14,759,405
未収積立金	3,140,820	未払消費税	1,146,500
貸倒引当金	230,000		
【固定資産】	【142,737,580】	【固定負債】	【126,227,306】
(有形固定資産)	(137,937,141)	長期借入金	3,372,000
建物	28,507,030	預り保証金	7,966,000
建物付属設備	10,201,933	積立金	114,889,306
構築物	3		
設備造作	794,252	負債合計	309,420,694
器具備品	916,057		
土地	97,517,866		
(無形固定資産)	(452,489)	【株主資本】	【58,622,714】
電話加入権	452,489	【資本金】	【45,000,000】
(投資等)	(4,347,950)	【利益剰余金】	【13,622,714】
出資金	100,000	その他利益剰余金	13,622,714
長期預け金	4,247,950	繰越利益剰余金	13,622,714
		純資産合計	58,622,714
資産合計	368,043,408	負債・純資産合計	368,043,408

( 3 ) 市との取引関係

( 単位 : 円 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>【受託料】(注)</b>			
エスカレーター監視	1,751,400	1,751,400	1,751,400
空調保守	1,710,450	1,710,450	1,710,450
案内板更新	-	65,000	68,250
合計	3,461,850	3,526,850	3,530,100
当団体売上高に 占める割合	4.1%	4.3%	4.5%

(注) この受託取引のほかに、当法人は区分所有床の一部を市へ賃貸しており、市から正規の賃料、共益費、光水熱費等を受領している。

( 4 ) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市副市長	-	1	1
	市職員	1	1	1
	市OB(注)	1	1	1
	その他	6	6	6
役員に係る人件費総額(千円)		-	-	-
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員(注)	(1)	(1)	(1)
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	2	2	2
	固有職員(非常勤)	1	1	1
職員人件費総額(千円)		23,128	23,930	22,969
人員数合計(人)		11	12	12
人件費合計(千円)		23,128	23,930	22,969

(注) いずれの年度も市OB職員1名は役員も兼務(役員数欄に含んでいる)しているため、「人員数合計」には加算していない。

( 5 ) 主要事業の概況

賃貸事業

当法人はサンプラザ 1、3 号館のうち 8 床を区分所有しており、これを賃貸することで家賃収入を得ている（往査日現在、全床を賃貸している）。平成 24 年 2 月末に近鉄百貨店が閉店し、駅前周辺の集客力の低下による入居店舗の売上悪化を誘引しており、今後の当法人の家賃収入に影響が生じるおそれがある。

（単位：円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
家賃 1 号館	2,677,500	2,677,500	2,677,500
家賃 3 号館	53,054,640	51,483,900	48,686,680

管理事業

サンプラザ 1、3 号館の建物総合管理業務及び 2 号館の住宅管理業務等（平成 24 年 6 月末で終了）を行い、その区分所有者よりビル管理業務の対価として、管理手数料を収受している。また、共益費の徴収、水道光熱費の集金・支払い、建物総合管理の監督業務等を行っている。

（単位：円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
管理手数料	5,202,070	5,202,070	5,202,070

## 2. 監査の結果

### (1) 区分所有者から徴収する共益費の管理について(結果番号 18~19)

当法人はサンプラザ 1、3号館のうち 8床についての区分所有者であるとともにサンプラザ 1、2、3号館の管理業務を区分所有者より受託している。

この区分所有している 8床の賃貸及びサンプラザ 1、2、3号館の管理業務取引にかかる資金の流れは次のとおりである。



現在に至るまで、当法人は建物維持管理費用のため他の区分所有者より共益費を徴収し、当法人自ら契約主体となって建物維持管理業務を委託する等して管理を行ってきた。また、この共益費について従来は共益費収入として、当法人の他の収益と合わせて全額収益計上していた。しかし、平成 20 年度以降は預り金として管理する、いわゆる預り金会計を導入し、これに伴い平成 20 年度以降は別途管理手数料を区分所有者から徴収している。

この点に関し、他の区分所有者より預かる共益費の管理状況、すなわち、預り金勘定について以下の問題点が見受けられ、改善が必要と考える。

#### 預り金とその他の現預金の区分が不十分である(結果番号 18)

当法人は、他の区分所有者より回収した共益費を、当法人の通常運転資金の管理用口座と同じ口座で管理している。区分所有者より回収した共益費は建物維持管理費用の預り金であり、これを他の運転資金等と混同すると、資金面において適時に必要な建物維持管理業務ができなくなるおそれがある。具体的には、当法人の平成 25 年 3 月 31 日現在の貸借対照表上の現預金は 181,574 千円であるが、当該預り金(151,178 千円)のほか、用途が制限されると考えられる積立金(内容は修繕引当金であり、(2)の指摘も参照のこと)が 114,889 千円であり、現預金残高は、預り金と積立金を合計したものより少なくなっていることから、資金的な余裕はないものと推測される。

預り金が現金として保持できていない可能性も否定できず、今後はあるべき預り金残高を確定した上で、預り金については別口座で管理すべきである。

預り金と未収管理費を相殺して表示すべき（結果番号 19）

当法人は、回収すべき共益費をすべて預り金計上しており、未収部分（勘定科目は未収管理費等）と預り金が計算書類上も両建て計上となっている。未収部分については、預り金としての性格ではないことから、適切な財政状況を表すため共益費の未回収部分については預り金と未収管理費を相殺し純額で表示すべきである。

（ 2 ） 積立金と未収積立金を整理すべき（結果番号 20）

当法人は、今後の修繕に備えるとして、各区分所有者より回収した積立金を固定負債として 114,889 千円計上している。また、その未収部分については、流動資産の未収積立金として、3,140 千円計上している。未収部分については、（ 1 ）と同様に決算期末において、計算書類上、固定負債の積立金と流動資産の未収積立金を相殺した上で表示すべきである。また、積立金という勘定科目についても実質的には固定的な預り金であるため、固定負債の「長期預り金」として表示すべきである。

（ 3 ） 預金について適切に帳簿管理すべき（結果番号 21）

通帳名義が当法人となっている預金 767,604 円（平成 25 年 3 月末時点）が帳簿外に存在していた（なお、平成 20 年度以降は預金残高の変動は利息の収受による増加のみである）。これは平成 20 年度まで、取締役会実施時に参加した取締役に対して旅費交通費として支払ったものを、当法人が管理し、取締役退任時に餞別として支出していたものの残金であるとの説明を受けたが、交通費の受領に関する書面は存在していない。当該処理は税務上も会計上も、書類上は単なる資金の簿外処理とみなされるものであり、旅費交通費としての処理は認められず、雑収入として受入処理を行う等、適切な事務手続が必要である。

（ 4 ） 取締役会を適時に開催すべき（結果番号 22）

会社法第 363 条第 2 項には、取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならないと定められている。また、当法人の取締役会規則第 3 条第 2 項にも定例取締役会は、原則として偶数月に開催すると規定されている。しかしながら、平成 24 年度における取締役会の開催は、次のとおりである。理由として決議案件がなかったとのことではあるが、第 3 回と第 4 回の間が約 4 ヶ月あいていることは、会社法及び取締役会規則に反している。

- ・平成 24 年度第 1 回取締役会・・・平成 24 年 6 月 6 日
- ・平成 24 年度第 2 回取締役会・・・平成 24 年 8 月 28 日



- ・平成 24 年度第 3 回取締役会・・・平成 24 年 10 月 30 日
- ・平成 24 年度第 4 回取締役会・・・平成 25 年 2 月 20 日

取締役会は会社の意思決定機関であるとともに各取締役の業務執行の監督機関と位置づけられる。当法人においては、定例取締役会は、原則として偶数月に一度開催し、各取締役の執行状況を報告させ、上記の監督の実効性を確保するためのものとしても機能している。会社法の条文上では、罰則規定は定められていないが、取締役会不開催により、各取締役の他の取締役への執行の監督が十分にできず、これにより会社に損害が発生した場合、当該業務を執行した取締役はもとより、定例取締役会招集義務という任務を懈怠した取締役も、任務懈怠と会社の損害発生に因果関係があれば損害賠償責任（会社法第 423 条第 1 項）を負うことになる可能性がある。このように、定例取締役会の開催が遅れた場合、損害賠償責任などのリスクが生じることも考えられるため、会社法及び取締役会規則に従い定期的に取締役会を開催しなければならない。

なお、取締役会開催に関する全般的な意見は第 4【1】3. を参照。

( 5 ) 会計規則・経理規則を制定し、適切な会計処理を行うべき（結果番号 23）

会社計算規則上、計算書類は、発生主義に基づいて作成されるべきである。

しかし、当法人においては、平成 24 年度末で、以下のとおり賞与引当金（注）の計上が行われていなかった。

勘定科目	要引当額
賞与引当金	1,132 千円

これらの処理が実施されていない要因は、当法人に経理規則、会計規則といった会計全般に関する規程がないことによるものと思われる。今後、適正な損益計算、財政状態の表示のためにも、会計・経理に関する規則を作成し、適切な会計処理を行う必要がある。

（注）賞与引当金：従業員等に翌期に支払う賞与のうち、当年度にすでに発生していると認められる労働に対する対価に対して見積り計上する引当金のこと。

( 6 ) 債権に対して適切に貸倒引当金を計上すべき ( 結果番号 24 )

発生後数年経過しているような滞留債権について、個別に回収可能性を検討して貸倒引当金を計上する必要がある。

しかしながら、当法人では、債権(財務諸表上の売掛金、立替金、未収管理費、未収入金、未収積立金)に対して、税法上の繰入限度額(金銭債権の1,000分の6(注))のみ貸倒引当金を計上していた。その結果、債権が過大に評価されている可能性がある。

滞留している債権については貸倒れの可能性を勘案して、各債権の評価を適切に行い、貸倒引当金を計上すべきである。

(注) 当法人は中小企業等の貸倒引当金の特例を採用し、租税特別措置法第57条の9第1項に基づき、租税特別措置法施行令第33条の8第4項の条文に定められた当該法定繰入率(1,000分の6)を用いて引当金額を計算しているため、滞留債権の引当額を個別に見積もっていないことにより、引当金が過小となっている可能性がある。

3. 意見

( 1 ) 多額である預り金残高をできるだけ早期に解消すべき ( 意見番号 27 )

2. 監査の結果(1)で記載したとおり、当法人は平成20年度以降、区分所有者から徴収した共益費(建物維持管理経費等の全体集会で決議を得た実費相当額の金額)を預り金として会計処理し、共益費を支払ったときに預り金を取り崩している。したがって、当該預り金の年度末の残高をゼロに近い状態で推移させるべきものである。

しかし、当法人の各年度の預り金残高の推移は次のとおりであり、毎年数千万円ずつ増加し、平成24年度末残高は151百万円に至っている。順次、区分所有者による全体集会において当法人が徴収すべき共益費の額を減額することを決定し、対応したものの、その後も預り金残高は増加している。

( 単位 : 千円 )

年度	預り金残高	前年度比増加額
平成20年度末	36,516	36,511
平成21年度末	89,059	52,542
平成22年度末	117,574	28,516
平成23年度末	127,888	10,314
平成24年度末	151,619	23,731

今後は多額となった預り金残高を解消するよう、さらに共益費の徴収額を見直していくべきである。

( 2 ) ガバナンス及びコンプライアンス上の改善点について ( 意見番号 28 ~ 29 )

監査役の独立性について ( 意見番号 28 )

当法人の監査役 1 名は、当法人の顧問会計事務所の所属税理士でもあり、顧問会計事務所に所属する税理士の立場として、当法人へ会計・税務に関するアドバイスも行っている(監査役としての報酬は無いが、当該事務所への税務顧問料は有料である)。そのため、監査役としての、外観的独立性が損なわれていることとなり、実質的にも監査役監査が自己監査に陥る恐れもあり、結果として監査役の監査報告書の信頼性に疑義を持たれる可能性がある。

現在の監査役の独立性について検討するべきである。

未収金の早期回収について ( 意見番号 29 )

平成 25 年 3 月末現在、当法人の役員に対する未収金 ( 内容は主として共益費、光熱費に関するもの ) のうち、4,442 千円は回収期日を超過していた。当法人は、分割納付を促したり、担保の提供を求めるなどして、回収努力を行っているが、平成 25 年 11 月 21 日現在、全額回収には至っていない。役員の会社への支払いが滞ることは、ガバナンス上もコンプライアンス上も問題である。会社は早急に回収を図るべきである。

( 3 ) 切手の管理簿を作成すべき ( 意見番号 30 )

当法人は金庫に切手を保管しているが、現状、切手の受け払いや残高を管理するための管理簿が作成されていない。切手の不正な利用や紛失を防止するため、受け払いや残高を管理するための管理簿を作成し、定期的に切手の実際残高との照合を実施すべきである。

( 4 ) 中期的な「経営プラン」を策定すべき ( 意見番号 31 )

平成 20 年 4 月末に主要な賃貸先であった近鉄百貨店が転出し、1 億円を超える預り保証金の返還が必要になったため、当時、当法人は、返還資金として多額の借入を実施した。併せて、今後の経営の急速な生き詰まりが懸念されるとして、経営改善計画書を作成し、経営の立て直しを図ってきた。今般、平成 25 年 5 月で当該借入金が全額返済されたことにより、経営改善計画書は一定の役割を終えたといえる。

一方で、当ビル群は、昭和 50 年 4 月にオープンしており、おおよそ 38 年の歳月が経っており老朽化している。駅前の拠点ビルであり、本市の顔ともいえ、市の発展と無関係に考えることはできない。現在、枚方市からの要請に応じ、経営計画の策定を進めているが、所管課と協力しながら当該計画を策定していくべきである。

なお、中期的な「経営プラン」策定に関する全般的な意見は第4【1】7.を参照。

(5) 管理組合の設立要否について検討すべき(意見番号32)

「2. 監査の結果」(1)共益費の管理について」で指摘した2項目については、その発生要因の一つとして、平成20年度に30数年来行ってきた会計処理を変更する際に、会計処理だけを変更(預り金会計の導入)し、当法人の過去からの管理(組織)体制についてはほとんど見直しが行われなかったことが挙げられる。すなわち、当法人も当ビルの区分所有者であるにもかかわらず、当ビルの管理組合に代わる組織として共益費の管理も併せて行っているため、当法人自体の会社会計と共益費の預り金会計を完全に区分して経理するという点に、複雑さが認められるものである。

したがって、資金の流れ及び事務処理を明瞭にするため、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年4月4日法律第69号)第3条(注)に定める、区分所有建物の管理主体となる管理組合を設立することにより、当法人の会計から当該預り金会計を切り離すことも有用であると考えられる。区分所有者と協議を行い、管理組合の設立要否について検討すべきである。

(注)第3条:区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる。一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分をそれらの区分所有者が管理するときも、同様とする。

【 9 】 各団体に対する事項 8：特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会

1．団体の概要

( 1 ) 事業概要

所管部署	人権政策室
設立目的	市民の人権意識の普及と高揚を図り、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、市民の誰もが自らの選択により自立し、安心して暮らすことのできる人権のまちづくりに資するための事業などに取り組むことにより、人権尊重のまちづくりに寄与することを目的とする。
設立年月日	平成 17 年 4 月 1 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権擁護及び自立支援についての相談に関する事業</li> <li>・ 人権意識の普及・高揚を図るための啓発に関する事業</li> <li>・ 人権意識の普及・高揚を図るための人材育成に関する事業</li> <li>・ 関係諸団体との調整、協力及び連携に関する事業</li> <li>・ その他目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
出資・出捐状況	特定非営利活動法人であるため、出資・出捐取引はない。

当法人は、人権課題に適切に対応できる体制と「人権啓発」、「人権相談」、「自立支援」に関する施策を進めるため、行政、企業、団体、市民の参画による新たな「公」の性格を有した組織として、平成 17 年 4 月 1 日に任意団体として設立された。枚方市の人権施策を推進するための協働のパートナーとして活動するため、平成 18 年 3 月に特定非営利活動法人へと移行し、現在に至っている。

「地域就労支援事業」、「進路選択支援事業」等、市からの受託事業以外にも自主事業として人権啓発事業も行っており、このほか枚方事業所人権推進連絡会等の事務局としての機能も担っている。

## (2) 運営状況・財政状態

## 運営状況

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
会費収入	562,915	282,000	321,000
事業収入	31,345,444	36,911,000	37,136,000
補助金収入	10,921,000	6,472,000	6,514,000
その他収入	1,037,586	1,526,263	2,257,145
収入合計	43,866,945	45,191,263	46,228,145
事業費	31,408,571	36,116,227	36,595,743
管理費	10,411,450	6,067,246	6,098,533
補助事業費	73,000	73,000	73,000
自主事業費	464,385	510,183	968,071
事業諸経費	38,348	253,221	-
支出合計	42,395,754	43,019,877	43,735,347
当期収支差額	1,471,191	2,171,386	2,492,798

## 財産の状況

## 財産目録（特定非営利活動事業会計）

平成25年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【6,704,071】	【流動負債】	【3,617,423】
現金預金	6,353,701	未払金	2,947,128
前払費用	350,370	預り金	670,295
		【固定負債】	【593,850】
		退職給付引当金	593,850
		負債合計	4,211,273
		純資産の部	
		【正味財産】	【2,492,798】
		前期繰越正味財産	2,171,386
		当期正味財産増加額	321,412
		正味財産合計	2,492,798
資産合計	6,704,071	負債及び正味財産合計	6,704,071

## (3) 市との取引関係

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
【補助金】			
枚方人権まちづくり協会事業活動に伴う補助金	10,921,000	6,472,000	6,514,000
【受託料】			
男女共生フロア相談事業受託料	6,784,859	7,877,000	7,402,000
地域就労支援事業受託料	5,460,000	7,647,000	7,517,000

枚方市コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業受託料	7,185,585	7,989,000	7,722,000
進路選択支援事業受託料	1,629,000	1,886,000	1,908,000
人権ケースワーク事業受託料	6,110,000	6,641,000	6,759,000
人権啓発事業受託料	4,176,000	4,871,000	4,870,000
DV被害者支援対策事業受託料	-	-	958,000
合計	42,266,444	43,383,000	43,650,000
当団体収入合計に占める割合	96.4%	96.0%	94.4%

(4) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	2	1	2
	市OB	1	1	1
	その他	12	12	13
役員に係る人件費総額(千円)		-	-	-
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	3	3	3
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	3	3	3
	固有職員(非常勤)	12	12	13
職員人件費総額(千円)		8,948	4,734	4,753
人員数合計(人)		33	32	35
人件費合計(千円)		8,948	4,734	4,753

(5) 主要事業の概況

男女共生フロア相談事業(市受託事業)

枚方市立メセナひらかた会館3階「男女共生フロア」において、専門の相談員を配置し、「生き方相談」「電話相談」「法律相談」を行っている。

(主な業務実績)

(単位:件)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
生き方相談件数	446	533	632
電話相談件数	623	677	619
法律相談件数	133	137	125

地域就労支援事業(市受託事業)

障害者、母子家庭の母、若年者、中高年齢者等の中で、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労ができない就職困難者に対し、地域就労支援セ

ンターを設置し、地域就労支援コーディネーターを中心に、あらゆる雇用・就労支援施策などを活用し、地域の関連機関(ハローワーク、若者サポートステーション・児童相談所等)と連携しながら雇用・就労の支援を行っている。

(主な業務実績)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
就労支援相談件数	169 件	191 件	286 件
就労支援のための職業能力開発講座の開催による参加者数	212 名 (就労支援パソコン講座他 4 講座)	145 名 (就労支援パソコン講座他 3 講座)	123 名 (就労支援パソコン講座他 3 講座)

#### コミュニティ・ソーシャル・ワーカー配置事業(市受託事業)

地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など、援護を要するあらゆる人、又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、地域福祉の計画的な推進に資することにより、健康福祉セーフティネット(いきいきネット)の構築を図っている。市では5箇所の「いきいきネット相談支援センター」にコミュニティ・ソーシャル・ワーカーを設置し、福祉に関するあらゆる相談(福祉なんでも相談)を実施しており、当協会は市全域を担当している。

(主な業務実績)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
福祉なんでも相談件数	259 件	232 件	340 件
講演会等の開催による参加者数	86 名 (講演会)	468 名 (講演会他 2 講座)	266 名 (講演会他 1 講座)



## 2. 監査の結果

### (1) 退職給付引当金の計算方法を見直しすべき(結果番号 25)

退職金支給対象職員の年度末時点の自己都合要支給額をもって計算した金額を退職給付引当金として計上する必要がある。

しかしながら、平成 24 年度末に貸借対照表に計上している退職給付引当金 593 千円の内訳は次のとおりであり、あるべき計上額ではなかった。

#### 【当法人における平成 24 年度末退職給付引当金 593 千円の内訳】

3 年任期のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー 1 名分について、死亡時の退職金を見積もって計算したもの : 215 千円

3 年任期満了時の退職金支給額は、死亡退職ではなく任期満了による退職の場合の退職金額が計算・支給されるため、見積計上額と今まで退職した 3 年任期のコミュニティ・ソーシャル・ワーカーへの実支給額との差額 : 378 千円

なお、あるべき退職給付引当金は 129 千円であり、引当金計上額が 464 千円(593 千円-129 千円) 過大となっていた。

### (2) 積立資金の財産目録上の表示を特定資産として区分表示すべき(結果番号 26)

NPO 法人会計基準注解 13 によれば、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めている。

しかし、当法人では職員退職金積立用として預金を別途積み立てており(平成 24 年度末残高 594 千円)、当該資金は職員退職時(平成 26 年度末)に支給するものであるにもかかわらず、これらの資金は財産目録において流動資産の預金の一部として計上されていた。

固定資産の区分に特定資産として区分表示すべきである。

## 3. 意見

### (1) 中期的な「経営プラン」を策定すべき(意見番号 33)

市では平成 25 年 3 月に策定した『「枚方市行政改革実施プラン」 前期(平成 25 年度~平成 27 年度)』においては、「平成 27 年度までに設立趣旨に基づく今後の活動内容と、必要な人員、財務内容などを明らかにした中期的な『経営プラン』などの策定を要請し、経営健全化を促進する」とされている。

平成 25 年現在、中長期計画案は策定されておらず、速やかな対応が必要と考える。

なお、当法人では平成 27 年度に設立 10 周年を迎える予定であり、10 周年記念事業の実施を予定しているとのことである。比較的大規模な事業となるのであれば当該事業の計画を中長期計画へ反映していくことが求められる。

中期的な経営プラン策定に対する意見は第 4【1】7. を参照。

( 2 ) < 市に対する意見 > 補助金、委託料の積算根拠の合理性を確保すべき ( 意見番号 34 )

市は当法人全体の運営に係る費用 ( いわゆる運営費 ) を対象として枚方人権まちづくり協会事業活動に伴う補助金 ( 人権協会活動補助金 ) を支出している。一方で、人権啓発事業等の事業を委託している。

当補助金の金額の考え方は次のとおりであった。

**【人権協会活動補助金交付金額算定の考え方】**

法人運営に直接的に発生する経費 + 運営に要する人件費 ( 事務局長 ) + 運営に要する間接的な経費の 48% ( 注 ) を加えた額。

( 注 ) 48% の根拠 : 平成 22 年度当時に当法人への委託事業 ( ただし所管課である市人権政策室が委託する事業のみ。他課が委託する「地域就労支援事業」、「コミュニティソーシャルワーク事業」、「進路選択支援事業」を除く。 ) と法人運営事業の業務量割合を算出した結果を使用しているとのこと。なお、地域就労支援事業は市地域振興部産業振興課、コミュニティソーシャルワーク事業は市福祉部福祉総務課、進路選択支援事業は市教育委員会事務局学校教育部教育相談課が委託している。

以上より、次の課題が見られた。

・人権協会活動補助金に積算されている「運営に要する間接的な経費の 48%」の根拠が平成 22 年度当時の業務量算出結果を使用したものであり、平成 24 年度現在も当該割合を見直すことなくそのまま使用していた。

・人権政策室以外の課 ( 産業振興課、福祉総務課、教育相談課 ) による委託事業や自主事業においても業務量が一定発生しているにもかかわらず、これらの事業には「運営に要する間接的な経費」を按分していない。

上記の考え方による計算方法 ( 業務量割合含む ) が合理的なものであるのか、毎年検討していくことが望まれる。

【10】各団体に対する事項9：特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター

1. 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	市民活動課
設立目的	市民活動を行い、また、行おうとしている団体に対し、その活動支援に関する事業を行い、また、市民活動の担い手である市民に対し、市民活動に参加するための支援事業を行い、もって、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
設立年月日	平成14年12月6日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動を支援する施設の管理運営事業</li> <li>・市民活動団体の創設・運営を支援する事業</li> <li>・市民活動に関する情報収集・提供及び調査研究事業</li> <li>・市民活動団体相互及び民・官・産・学との連携、協働事業</li> <li>・市民の市政への参画を支援する事業</li> <li>・市民活動団体と地域社会とのネットワーク事業</li> <li>・市民に対し、市民活動への参加を促進する事業</li> <li>・市民に対し、生涯学習を推進・支援する事業</li> <li>・その他この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul>
出資・出捐状況	特定非営利活動法人であるため、出資・出捐取引はない。

当法人は、任意団体のひらかたNPOセンター運営協議会を前身としている。市が平成13年9月にオープンした「ひらかたNPOセンター」の運営委託を受け、その後、平成14年12月にNPO法人として設立された。平成15年度には、運営主体の自主・自立性を高めるため、委託から補助金へと切り換えられている。

その後「ひらかたNPOセンター運営協議会」は、平成18年度に特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センターへと名称変更し、現在に至っている。

## (2) 運営状況・財政状態

## 運営状況

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	24,779,072	20,878,801	23,336,111
経常費用	22,439,914	21,172,852	24,313,639
事業費	6,764,965	5,885,255	7,768,620
管理費	15,674,949	15,287,597	16,545,019
当期正味財産増減額	2,339,158	294,051	977,528

## 財産の状況

## 貸借対照表

平成25年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【14,554,087】	【流動負債】	【2,519,579】
現金預金	10,011,462	未払金	1,769,436
貯蔵品	214,935	前受金	9,000
未収入金	4,327,690	預り金	144,443
【固定資産】	【385,565】	未払法人税等	70,000
什器備品	290,770	未払消費税等	526,700
保証金	94,795	負債合計	2,519,579
		純資産の部	
		【正味財産】	【12,420,073】
		前期繰越正味財産	13,397,601
		当期正味財産増加額	977,528
		正味財産合計	12,420,073
資産合計	14,939,652	負債及び正味財産合計	14,939,652

## (3) 市との取引関係

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
【補助金】			
ひらかた市民活動支援センター活動補助金	1,565,000	14,431,000	13,627,000
安全・安心なまちづくりネットワーク構築事業	-	-	1,000,000
地域支えあい体制づくり事業	-	-	521,000
【受託料】			
枚方市内 NPO 実態調査事業業務	3,325,645	-	-
枚方市 NPO 活動支援事業受託収入	1,166,000	1,450,000	1,450,000
サブリ村野管理運営事業受託収入	-	-	1,044,000
枚方市留守家庭児童会室市民参画事業受託収入	600,000	872,000	872,000

男女共同参画社会づくり支援講座事業受託収入	400,000	773,000	773,000
障害者作業所法人化支援事業	476,000	390,000	-
合計	7,532,645	17,916,000	19,287,000
当団体経常収益計に占める割合	30.4%	85.8%	82.6%

#### (4) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	2	2	2
	市OB	-	-	-
	その他	22	18	18
役員に係る人件費総額(千円)		-	-	-
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	-	-	-
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	3	3	3
	固有職員(非常勤)	2	2	2
職員人件費総額(千円)		11,763	13,285	11,471
人員数合計(人)		29	25	25
人件費合計(千円)		11,763	13,285	11,471

#### (5) 主要事業の概況

##### NPOサポート事業(市委託事業)

市民やNPO、市民団体等の連携によるまちづくり活動を促進するため、サブリ村野を拠点に市民活動の情報を収集・発信、各種講座や相談等を行い、相互の情報交換や人材育成につなげていく事業を実施している。

##### 特定非営利活動法人ひらかた市民活動支援センター活動補助事業(市補助事業)

ひらかたNPOフェスタに関する「フェスタ事業」、災害被災地の支援および枚方における防災に係る調査・啓発などを行なう「防災災害支援事業」、NPOサポート事業等の充実と運営のための会議やスキルアップを目的とする「運営委員会事業」を実施している。

## 2. 意見

### (1) 会費受入時の書類の承認印漏れに対応すべき(意見番号 35)

会費の入金受入時には、「会費入会申込書」を受け、入金を受けている。当申込書には理事長欄、事務局長欄、受付欄があるが、承認押印がされていないものが

多数見られた。

承認押印がないと、入金処理が適切になされないリスクがある。入金時の伝票において、担当者印、承認印が押印されているものの、受入に関する証憑は重要な書類であり、それぞれ責任の所在を明らかにするために承認押印することが求められる。また、入金伝票の重要な根拠証憑とし、当申込書を入金伝票に併せて綴じて保管しておくことが望まれる。

【11】各団体に対する事項 10：特定非営利活動法人枚方文化観光協会

1．団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	文化観光課
設立目的	枚方市の文化観光事業の振興を図り、もって枚方市の市民文化及び経済の発展に資することを目的とする。
設立年月日	平成 10 年 11 月 10 日
事業内容	<p>1．文化観光案内、広報・宣伝事業          (「くらわんこ新聞」等情報誌の発行、観光ボランティアガイド活動への支援、ひらかた観光大使「くらわんこ」と「ひらにゃんこ」による広報、宣伝、集客活動の促進 等)</p> <p>2．市からの各種受託事業等          (枚方宿鍵屋資料館管理運営事業、ひらかた観光ステーション管理運営事業、桜フェスティバル事業 等)</p> <p>3．文化観光推進事業          (もてなし事業、淀川舟運事業 等)</p> <p>4．各種出展・販売事業等          (ひらかた観光ステーション、枚方宿鍵屋資料館での名産品、グッズ等の展示・販売 等)</p>
出資・出捐状況	特定非営利活動法人であるため、出資・出捐取引はない。

市内の事業者や各種団体・大学など 60 の団体の参加のもと設立された任意団体「枚方文化観光協会」が更なる公益の増進に寄与することを目的に平成 14 年 3 月、特定非営利活動法人へ移行し、現在に至っている。

枚方にある自然や歴史、文化遺産などを活用した事業を通じて郷土愛を育むことや、枚方の魅力を内外に発信して地域の活性化に寄与することを目的に、文化観光の振興に関する各種イベントや観光ボランティアガイド活動への支援、情報誌の発行及びホームページによる PR 活動等を行っている。

また、市立枚方宿鍵屋資料館の指定管理者として管理運営を行うほか、ひらかた観光ステーションの管理運営を受託している。

## (2) 運営状況・財政状態

## 運営状況（特定非営利活動事業と収益事業の合計）

（単位：円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
会費収入	8,189,265	8,159,265	8,174,055
補助金	12,893,013	11,968,000	11,963,000
受託事業収入	28,945,998	28,045,174	28,692,497
自主事業収入	1,077,700	954,100	687,000
諸収入	1,945,257	2,068,040	2,261,260
事業収入	9,329,665	9,694,378	9,837,952
収入合計	62,380,898	60,888,957	61,615,764
受託事業費	25,812,327	25,630,888	26,464,058
協会運営費	24,707,524	25,980,255	25,676,623
固定資産取得費	1,496,770	-	-
特定預金支出	800,000	-	800,000
事業費	8,153,255	10,349,013	9,446,303
支出合計	60,969,876	61,960,156	62,386,984
当期収支差額	1,411,022	1,071,199	771,220

## 財産の状況

## 財産目録（特定非営利活動事業会計と収益事業の合計）

平成25年3月31日 現在

（単位：円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【22,241,958】	【流動負債】	【3,215,805】
現金預金	18,768,288	未払金	2,206,931
未収金	364,000	預り金	594,774
商品	2,777,983	未払消費税	414,100
立替金	135,987		
仮払金	11,520		
前払金	184,180	負債合計	3,215,805
【固定資産】	【515,308】	純資産の部	
什器備品	16,383	【正味財産】	【19,541,461】
軽自動車	498,925	正味財産合計	19,541,461
資産合計	22,757,266	負債及び正味財産合計	22,757,266



## ( 3 ) 市との取引関係

( 円 )

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>【補助金】</b>			
文化観光協会活動補助金	12,893,013	11,968,000	11,963,000
<b>【受託料】</b>			
枚方市駅観光拠点事業受託収入	7,564,000	7,564,000	7,564,000
桜フェスティバル開催事業受託収入	700,000	600,000	800,000
「蘇れ！！淀川の舟運」事業受託収入	420,000	380,000	137,186
<b>【会費】</b>	4,350,000	4,350,000	4,350,000
<b>【指定管理料】</b>			
市立枚方宿鍵屋資料館指定管理事業	17,841,200	18,150,000	17,810,000
合計	43,768,213	43,012,000	42,624,186
当団体収入合計に占める割合	70.2%	70.6%	69.2%

## ( 4 ) 役職員の状況

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
役員数 (人)	市職員	1	1	1
	市OB	-	-	-
	その他	17	18	17
役員に係る人件費総額(千円)		-	-	-
職員数 (人)	市派遣職員	-	-	-
	市OB職員	1	1	1
	市兼務職員	-	-	-
	固有職員(常勤)	1	2	2
	臨時職員	18	18	19
職員人件費総額(千円)		29,930	33,869	35,817
人員数合計(人)		38	40	40
人件費合計(千円)		29,930	33,869	35,817

(5) 主要事業の概況

枚方市駅観光拠点事業受託収入（市委託事業）

京阪電鉄「枚方市駅」東改札口の前のひらかた観光ステーション（文化観光情報センター、アンテナショップ）の運営を担う。枚方市の文化観光の更なる発信に向けて取り組み、枚方市及び市友好・交流都市等の物販の拡大に努める。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
来訪者	779 件	420 件	247 件
ガイド件数	131 件（2,976 人）	120 件（2,734 人）	107 件（2,441 人）

【ひらかた観光ステーション】



市立枚方宿鍵屋資料館指定管理業務（公の施設の指定管理業務）

枚方市堤町にある市の公の施設である「市立枚方宿鍵屋資料館」の指定管理者として運営を担う。当施設は枚方宿に関する文化財資料を収集・保存し、展示及び閲覧を行っている。指定管理期間は平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日である。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
入館者数	13,096 人	12,493 人	12,449 人

【枚方宿鍵屋資料館】



## 2. 監査の結果

### (1) 市民サービスセンターにおける備品登録漏れに対応すべき(結果番号 27)

当法人が市から受託している枚方市駅観光拠点事業においては、当受託収入を財源としてレジスター103千円を1台購入し、図書備品費として経費処理をしていた。

当取引に関連し、当法人において固定資産として計上される金額の方針を確認したところ、明確な説明が得られなかった。固定資産計上方針を明確にしたうえで計上要否を判断し、対応することが求められる(注)。

一方、当受託料収入を財源として購入したものは当法人に所属が帰属するものとは考えられるが、市との受託契約書において明確に取り決められていない。市に確認し、適切に対応することが求められる。

(注) 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書 3(1)アより。固定資産とは販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいう。実務上は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第133条を参考とし、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理(消耗品費として計上)ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となりえる点に留意する。

### (2) <市及び団体に対するもの>市貸与備品一覧表を基に備品の実在性を確認すべき(結果番号 28)

鍵屋資料館の指定管理協定書の取り決めを受けて、市は当法人に当施設内の備品を無償で貸与している。しかし、市は当協定書第12条第1項(注1)で求められる「別紙」(いわゆる無償貸与備品一覧表)を当法人に提示をしていない。そのため、当法人は当協定書第12条第2項(注1)で求められる市貸与備品に関する備品台帳を作成しておらず、現物が台帳どおりに保管しているのか確かめることができない。

市は速やかに無償貸与備品一覧表を当法人に提示すべきである。一方、当法人は市から無償貸与備品一覧表を入手次第、当該備品の実在性を確認しておくことが望まれる。

(注1) 鍵屋資料館指定管理協定書(抜粋)

第12条第1項

甲(市)は、別紙に記載する備品を乙(当法人)に無償で貸与するものとする。

第 12 条第 2 項

乙は、備品について備品台帳を備え、適正に保管するとともに、移動を行う場合は、事前に甲に届出し、承認を得るものとする。

( 3 ) 積立資金の財産目録上の表示を特定資産として区分表示すべき( 結果番号 29 )

N P O 法人会計基準注解 13 によれば、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めている。

しかし、当法人では平成 24 年度に 15 周年記念事業積立資金を 500 千円、備品購入積立資産を 300 千円計上したが、これらの資金は流動資産・預金の一部として財産目録では計上されていた。これらの資金は 1 年以内に使用することは予定していないとのことであった。

固定資産の区分に特定資産として区分表示すべきである。

3 . 意見

( 1 ) 現金の管理方法を見直しすべき( 意見番号 36 )

当法人では受託事業費関連、当法人運営費関連の現金につき、各々出納帳を作成し、受払取引があった日のみ担当者が記帳を実施するとともに、残高を確かめている。

しかしながら、残高を確かめた際において金種表の作成はなく、また残高を確かめていることを上司が承認したとの説明を受けたが、承認した者の承認印はなかった。

現金は不正に流用されるリスクの高いものであり、現金管理の責任を明らかにするように担当者は金種表を作成し、そのうえで出納帳と照合することが求められる。さらに、上司による適切な確認を経たうえでの承認印を押印することが求められる。

( 2 ) 棚卸結果報告書の承認手続を見直しすべき( 意見番号 37 )

当法人では市民サービスセンター内で販売している商品について、決算日の棚卸資産報告書を作成し、財産目録に計上している(平成 24 年度末計上額 2,777 千円)。財産目録に計上される金額の根拠資料のひとつとして棚卸資産報告書は棚卸実施者だけではなく、上司による記載内容の確認を行い、押印を行うことが望まれる。

しかしながら、棚卸結果報告書においては、棚卸実施者及び承認者の押印がなかった。棚卸実施者だけではなく、承認者も棚卸結果報告内容を確認したとのことであるが、第三者にも確認したことを明らかにし自らの責任履行を明確にするためにも押印を行うことが望まれる。また、当該確認手続を当法人内で規定化する

ることが望まれる。

(3) 合計残高試算表の承認手続を見直しすべき(意見番号38)

当法人では月次で合計残高試算表を出力し、収支状況を事務局長が把握し、かつ、各総勘定元帳と合計残高試算表との照合を事務局長が確かめているとの説明を受けた。

しかしながら、合計残高試算表において確認欄の書式があるにもかかわらず押印をしていなかった。確認を実施した際に押印を行うことが求められる。

(4) 入館証に管理番号を付番すべき(意見番号39)

鍵屋資料館の入館者は資料館窓口で現金を支払ったうえで、窓口の担当者が入館証を発行している。

しかしながら、入館証においては連番となった管理番号を記載していなかった。管理番号の記載がないと、入館者数と入館料収入金額の整合性を確認しづらく、入館料の現金を不正に流用されるリスクが高くなる。

入館証においては管理番号を記入することが求められる。

(5) 中期的な「経営プラン」を策定すべき(意見番号40)

市では平成25年3月に策定した『「枚方市行政改革実施プラン」前期(平成25年度～平成27年度)』においては、「平成27年度までに設立趣旨に基づく今後の活動内容と、必要な人員、財務内容などを明らかにした中期的な「経営プラン」などの策定を要請し、経営健全化を促進する」とされている。

平成25年現在、中期計画案は策定されておらず、速やかな対応が必要と考える。

なお、当法人では平成24年度に「15周年記念事業積立資金」「備品購入積立資金」への組入れをそれぞれ500千円、300千円を行っているが、これらの積立資金の組入れ及び取り崩し計画を策定していない。今後、当該積立資金への組入れを計画したいとのことであるので、これらの積立資金の組入れ及び取り崩し計画を策定するとともに中期計画へ反映していくことが求められる。

中期的な「経営プラン」策定に関する全般的な意見は第4【1】7.を参照。

(6) <市に対する意見>市から預かった書籍の販売に関する覚書を締結すべき

(意見番号41)

市は観光に関する書籍を発刊のうえ、鍵屋資料館で販売できるよう、鍵屋資料館の指定管理者である当法人に預けて販売させている。

しかしながら、当書籍を当法人との間で預けたうえで販売させる旨の覚書を交

わしていない。当書籍を紛失した場合の対応や今後当書籍の販売が終了した際の対応（返品等）の事務が適切になされるためにも、預り書籍名、預り方法、保管方法、預り期間完了時の対応等について取り決めた覚書を交わすべきである。

【市が当法人に預けている書籍】

	販売単価（円）
市立枚方宿鍵屋資料館展示案内	500
枚方宿の陶磁器	500
東海道枚方宿	1,500
旧枚方宿の町家と町並	500
枚方市歴史ガイドマップ	300
渚院	100
村野村高札場 保存修理工事概報	500
国史跡 楠葉台場跡	100
淀川流域の交通史	1,000

（ 7 ）＜市に対する意見＞負担金支出のあり方を検討すべき（意見番号 42）

市は補助、委託に限らず、負担金支出時においてもその支出効果、必要性を検討したうえで判断することが求められる。

しかし、市が当法人に対して支出した負担金はここ 10 年ほど毎年 145 口分（1 口 30 千円であるため、合計 435 千円）であり、変更していない。任意団体として設立された当時、応分の負担を市が担う方針を決め、当時の負担金口数の約半分である 150 口とした経緯があったという。しかし、平成 24 年度現在では、負担金収入総口数 273 口であり、市負担口数が 145 口である根拠は特になく、との説明を受けた。

市税を投入しているのであるから、その支出効果、必要性を検討したうえで、支出の判断を行うことが求められる。

一方、負担金を受けた当法人においては運営費補助金と同様に、特定の事業費に充ててはいない、という状況から、当支出が実質的に運営費補助金とみなされるか検討していくことが求められる。なお、市の事務事業評価においても同様の指摘がなされており、市においても検討途上であるとのことである。

（ 8 ）＜市に対する意見＞受託事業費の積算方法の見直し及び運営費補助金のあり方を検討すべき（意見番号 43）

当法人は 1 . （ 3 ）に記載したとおり、市から複数の事業を受託している。

しかし、当法人の各事業の受託事業実績報告書において報告されている人件費は各事業において稼働した非常勤職員（臨時職員含む）の人件費のみであり、常勤

職員等の他事業と兼務している職員の人件費を積算していない。常勤職員等(一部の非常勤職員含む)の人件費は、市補助金である「文化観光協会活動補助金」の補助対象事業費として積算され、法人全体の運営に係る費用(いわゆる運営費)のひとつとして補助金が充当されている。

当法人が市外郭団体等として位置づけられ、市から委託や補助が当然になされている状況が過去から続いていることや、委託事業はすべて随意契約方式により契約しており、他事業者が契約を締結する可能性がない環境であることから、各契約ごとの厳密な積算が求められず、委託対象事業費と補助対象事業費が混在しているものとする。

以上のことから、いわゆる運営費に対する補助制度は補助に対する効果が十分に確認できない。市税を投入して行う補助金として必要であるのか十分に検討することが求められる。本来、各受託事業に対応した工数を見積ったうえで、各受託事業費として積算するべきと考える。

## 最後に

この報告書で指摘した内容(監査の結果 29 件、意見 43 件)は、枚方市にとって有用なものであると信じている。

外郭団体等を対象とした今回の監査においても、昨年に引き続き可能な限り、現地へ行くこととした。すなわち、各外郭団体等の事務所、事業実施場所に、原則として市の所管部署の職員と共に行き、現場の感覚や雰囲気、所管課と各法人の温度差、法人内にいる市OB職員とプロパー職員の温度差も感じながら監査を行った。

詳細については、個々の具体的な指摘を参照してもらえればと思うが、今後の改善・改革という観点から外郭団体等及び市(以下、「団体及び市」という。)に必要なと感じたポイントは要約すると次の3つである。「ガバナンスの在り方及び内部統制の強化」、「スピード感ある対応・処理」、「情報開示の適時・適切性」である。これらの項目は、互いに関連しており、必ずしも1つの項目ごとに解決できる問題ではない。また、外郭団体等だけが努力し解決していくもの、市だけが努力し解決していくものでもない。団体及び市の両者が一体となって努力し解決していくものである。

今回の指摘の中には、外郭団体等のガバナンスや内部統制機能が充実し、あるいは市のモニタリングが適切に実施されていれば、当該事象が起こっていなかったものも多々あるように思われる。指摘されてから改善するのではなく、指摘されないことが重要である。また、地方自治法の改正、及び今後の改正により、分権化が進み各自治体の運営の自由度は今後ますます拡大していく傾向となり、さらなる説明責任が伴うであろうことから、外郭団体等のガバナンス及び内部統制の強化、さらには市のモニタリングが今まで以上に求められることになるであろう。

一方で、発見された指摘事項に対する改善措置は、早急に行っていただきたい。指摘内容によっては、例外もあるだろうが、今まで以上にスピード感をもって取り組んでいくことが必要である。そのためには、中長期計画等の作成及びその詳細設計も必要であろう。さらに、今後は、指摘に対する改善状況のみならず、経営に関する説明責任が求められ、団体及び市はこのような情報開示を適時・適切に行うことが求められることも考えられる。もちろん適時・適切に情報を開示するためには、ガバナンスの在り方、内部統制の強化そしてスピード感が必要となる。

今回の監査において、問題点として認識していても、それを早急に解決しようとする雰囲気が感じられない外郭団体等があったことも事実である。しかし、ほとんどの外郭団体等が、問題点等を隠すことなく忌憚のない議論に応じてくれるなど、監査に対して協力的であったことも事実である。今回指摘した内容については厳しい指摘も含まれるが、団体及び市には、上記3つのポイントを認識していただき抜本的な改善・改革を行っていただきたいと心から願っている。